

府中町議会議員政治倫理審査会会議録（第3回）

I 会議の概要

- 1 招集日時 令和6年2月6日（火）
- 2 招集場所 府中町議会議事堂 第1委員会室
- 3 出席委員 （8人）

委員長	力	山	彰
副委員長	木	田	圭司
委員	西	友	幸
委員	西	山	優
委員	山	口	晃司
委員	二	見	伸吾
委員	益	田	芳子
委員	児	玉	利典
- 4 欠席委員 （0人）
- 5 府中町政治倫理条例第6条第4項の規定による出席要求者 （2人）

議会事務局員	
議員	狩野雄二
- 6 付議事件 （1）審査会が出席を求める者に対する意見等の聴取（1）
（2）審査会が出席を求める者に対する意見等の聴取（2）
- 7 職務のため出席した者

議会事務局長	森	太
議会事務局次長	田村	洋
議会事務局主任主事	宮田	優介
- 8 傍聴の可否（傍聴者数） 可（一般傍聴9人、報道関係4社）
- 9 議事の内容 別紙のとおり

<午前9時30分 審査会 開会>

○力山 委員長

皆さんおはようございます。

皆さんはご承知と思いますが、川上委員におきましては、先日、議員辞職をされましたので、審査会委員は8名となっております。

ただいまの出席委員は8名ですので、過半数と認めます。

それでは、これから第3回政治倫理審査会を開会いたします。

本日の審査会ですが、お手元に配付しております日程のとおり進めることといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○力山 委員長

異議なしと認めます。

それではそのように進めます。

日程に入る前ですが、各委員と傍聴の皆様をお願いいたします。

今回の審査会では、強要、ハラスメントを受けた職員についての申し立てで、審査は対象職員の個人が特定されることのないように行っております。

審査におきましても、また、傍聴の方、報道関係の皆様におかれましても、十分な配慮をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○力山 委員長

それでは、日程第1項、審査会が出席を求める者に対する意見等の聴取(1)に参ります。

審査会が出席を求めたのは、議会事務局員です。

事務局員に説明しますが、審査会は、政治倫理条例第6条第4項の規定により出席を求め、意見もしくは事情を聴取し、または報告を求めております。

発言は委員長に従ってください。

それでは、事務局員に発言を許可します。

はい、事務局員。

○事務局員

はい。事務局員です。

おはようございます。

本日、議員倫理審査会へ出席を求められました、議会事務局員です。

今回の件では、議会事務局全体が被害を受けておりますので、審査会の中では、個人が特定できないよう、このように呼称して欲しいということです。

私の方からは、今回の政治倫理条例違反の審査請求について、強要またはパワーハラスメントが行われた疑いがある、の前段、令和2年の府中町議会議員選挙、当選以降、自らの主張に不都合な法や会議規則、規定等を遵守しないよう、議会事務局職員に要求し、の部分、を、時系列に沿って説明していきたいと思っております。

こうすることにより、議会に何が起こったか、わかりやすくなるのではないかと思います。

そのあと、この件について、少しだけ意見を言わせていただこうかと思っております。

最初に、府中町の議会事務局に触れておきます。

府中町の議会事務局は、議会事務に関する業務を4名で行っており、これ資料を見ていただきたいんですけども、事務局規定を資料としております。

ここの第4条を読みますと、事務局長は議長の命を受け、議会の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとあり、以下、次長、課長補佐と職ごとの職務権限が決められております。

議会の補助機関でございますので、基本的には裏方の役割となります。

それでは、続いて事務局に命令権を持つ議長の権限をご紹介します。

2ページ、ご覧ください。

これは全国町村議会議長会が編集した、議員必携という書籍、議員の皆様ご存知と思うんですけども、から一部引用をしたものです。

ここでは、議長は、議会の代表者と、事務統理者としての立場、会議の主催者としての立場から、権限もこの2種類に分けられると記載してあります。

会議主宰権に関するものとして、会議が行われている議場の秩序保持権と、会議を主宰する、議事整理権に関する記述、それから、名前だけしか出しておりませんが、一番下に、議会の事務の統理権が記載してあります。

この事務統理権が、議会事務局員を指揮監督する権限です。

なおここに書いてあります、主宰の文字が、催し物を行う主催ではなく、人々の上に立ち、中心となって事に当たることを意味する主宰、となっています。

つまり、議長は中心となって、議会を運営する権限を持っているということです。

続いて資料3ページです。

同じく議員必携からの引用です。

これは議会が持つ自律権について説明です。

地方自治法にも、議会の権限などについていろいろ規定はありますが、実際に議会をどう運用するかについては、あまり規定はされていません。

ここに、議会が国や県の機関や町村の執行機関から何らの干渉や関与を受けないで、自らを規律する権限がある。現行地方自治制度において、国や県等の関与は可能な限り排除されており、自律権は最大限に尊重されているといえる、と記載があります。

その下、(1)規則の制定とあって、自治法第120条は、議会は会議規則を定めなければならないと規定し、とありまして、各地方自治体の議会には、それぞれ会議規則を持っていて、自分たちの議会で議決機関としての働きがこなせるよう、独自の規定をすることができます。

実際、議会運営委員会などで、他の自治体の行政視察へいきますと、なるほど、ですとか、参考にしたい、と思わせる規定に出会うことがよくあります。

どこの議会の議員さんもいろいろ、様々な工夫をしておられると思われます。

また、会議規則は議会運営のルールで、違反する議員に対しては、議長が、秩序保持の措置等をとることができます。

それから（２）は、議長の議事整理権ですが、一部、先ほどの資料にもありましたので、ここは省略いたします。

（３）、規律の維持です。

議会の秩序を維持し、会議を円滑に進行させることは、議長の責務であり、また、町村長等の説明員や傍聴人が、議場の秩序維持に協力するのは当然のことといえる。

このため、地方自治法は、議場の秩序保持のための権限を議長に与えている。

根拠法令は自治法第104条です。

その下の、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、という規定は、府中町議会の会議規則では、第92条に規定がありまして、この条の見出しはそのまま議長の秩序保持権、となっております。

この権限は、地方自治法及び標準町村会議規則に定めるほか、何が議会の規律であるかの判断を、議長の判断に任せている。この議会の規律に服するのは、議員、町村長、その他執行機関及び補助機関である、と書いてありますように、一般の方を直接規定するものではありませんけれども、議会においては大変強力なものと言えます。

会議規則のほかに、議会には、申し合わせ、ですとか、先例、とかいうものがあります。これらは会議規則の規定ではないのですが、議会の中で、こういう時はこうしましょう、などということを決めて、各議員さんが守っておられるものです。

会議規則の改廃には議決が必要ですが、申し合わせは、これは町の執行機関など関係がありませんで、議員だけのルールなので、議会運営委員会で協議して、全員協議会に諮って決めております。

続いて資料4ページですが、その申し合わせや、先例について、株式会社ぎょうせいさんが発行されました、地方議会事務提要という議会に関する質問に問答形式で回答がある、これは多分、全国の議会で読まれて参考にされている書籍からの引用があります。

議会の運営と、先例の意味、解釈という題で、地方議会は、先例により運営されることが多いが、そもそも先例に法的根拠はあるのか。また、全国共通のものがあるのか、という問題について、先例とは、当該議会の慣行を議会運営の規範として、当該議会が認知したものを指しているが、地方議会における先例は、議会運営に関する法令に根拠規定があるものではない。従って先例は、以上の法令に違反しない範囲で、当該議会の自律権に基づく慣行と解されており、内容、形式、効力等は、各議会で自主的に決定されるものであり、全国共通の先例はないと決定されています。

また、先例の解释权についての、先例を解釈するにあたって誰が解释权を有するか、という問題に対し、先例や申し合わせは法律ではないので、規定は存在しない

が、一般的には議長が解釈権を有し、疑義があるときは、議会によって協議し決定することとなると解すると決定されています。

その次、議長の会議規則の解釈と、議会運営委員会への諮問については、議長は会議規則の解釈を、議会運営委員会に諮問できるかという問題に対し、会議規則の解釈は、議会運営の責任者である議長が行うが、新たな事態が生じた場合、議会運営委員会に解釈を諮問することは可能であると決定をしております。

ただしこれは事務局の理解なのですが、府中町の議会なのですが、申し合わせや先例で、議長の権限を少し弱く運用している趣があります。

例えば、議長権限である、議事日程の作成は、会議規則にかかわらず、議会に諮って決定をしております。

各自治体の議会は、それぞれの長い歴史の中で、いろいろと独自の形を探っております。

ここまで、議会についてご理解いただきまして、ここからは、田中議員が1月17日に提出した、2024年1月23日審査会へ、田中資料、と題した資料、この後、田中議員資料と称しますけれども、この最初の総括部分について、事務局側からの意見を述べさせていただきます。

資料は、5ページと6ページです。

5ページの上、黒丸、はじめにの部分です。

1、審査にあたり、事実確認の手順を明確にするよう求める。

録音データ（一部を切り取ることなく提出を）や、第三者の証言、聞き取りなどの必要性、と書いてあります。

2、審査委員の第三者性を図るよう求める。特に今回は、審査請求議員9人のうち、8人が審査委員という偏った編成であり、パワハラ対象の事務局員が、審査委員会の事務局を務める。識見を有するもの、条例6条4項も、選定されていない、とのことのほか、前回の審査会資料の、府中町議会議員政治倫理審査第資料2-3、も、弁護士名で申入書が提出をされています。

これについて、弁護士は書面代理人と書かれておられますので、内容はほぼ、田中議員の主張ではないかなと思われまます。

これに対し、政治倫理条例では、第2条第2項に、議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑が持たれた時は、真摯かつ誠実に、疑惑について説明しなければならないと規定をしております。

また、第7条に、対象議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、審査会の会議に出席して、意見を述べなければならないと規定してあります。

田中議員は対象議員なので、まずは審査会では、条例第2条第2項に規定されている、自らが受けている疑念の説明をするべきで、その後、審査会の要求があれば、資料を提出したり意見を述べたりすることができますが、この田中議員が提出された資料におかれましては、最初からご意見を述べられ、申し入れをされているのではないかと思います。

またその中身は、まず録音データの一部を切り取ることなく提出、ということなんですけれども、事務局の考えですけれども、田中議員の言動の事務局からの問題点としましては、後でも触れますけれども、時間が長いんです。同じことを、にやにや笑いながらとか、怒ったりとか、論点をすりかえたりしながら、長い時間続けることにあります。

その間トイレに行っても、すぐ逃げる、ですとか非難をされ、そのこともハラスメントであり、強要と疑われていることをご理解をいただきたいと思います。

こんな長い録音を全部審査会に流すのは時間の無駄というか不必要なことだと思います。

また、第三者性を図るよう求められ、議員の期数と、審査委員と審査請求者の表をつけておられますが、倫理審査会の委員は、議会運営委員会の委員というのは条例で規定されておりますので、恣意的な運用は、これは条例違反になると思います。

初当選議員でも、強要やハラスメントに近いことの現場を見た方は理解をしていただけておるものと思います。

もう一つ、審査請求者に二期以上の議員が多いのは、議会運営上、事務局員が中立の立場で業務をしていることをご存知の方ばかりで、田中議員が、議員になられたから、事務局員を孤立させないように、議長をはじめ各議員が、自主的に、なるべく事務局に在室するようにしていただいております。

各議員がそれぞれの立場を超えて一致して、田中議員のパワハラが疑われる行為を止めようとしてくださったことは大変ありがたく思っております。

新人が少ないのは、これは第三者性を排除しようとしたのではなく、田中議員が、もうそれこそ初議会から、この後、お話をするようなことを繰り返して、初当選議員は、何が正しい議会運営なのかを知る機会が、得られにくかったのではないかと思います。または、事務局員に対する、田中議員の意見を聞いて、関わりたくないと思ったのではないかと、そういうことじゃないかと思います。

なお審査は、審査委員が行いますので、審査会の事務局を事務局員が務めても問題はないと思います。

条例第6条第4項の識見を有する者は、審査会が必要と認めたときに出席を求めることができる方で、審査委員の条件ではありません。

続いて黒マル、審査請求書についてです。

別紙1に於いて、田中議員は、法を守らないよう田中が求めたことはない。法や会議規則に反した動議や議会運営をもって、議員提案や発言を封じることのないよう求めている。

とのことですが、今回の審査会で田中議員の主張と、事務局員側の見方が違うと全く違うということを主張しようと思います。

会議録や自治法、会議規則、申し合わせ等、または参考文献等を示しますので、審査委員の皆さんは、ご判断の参考になさっていただきたいと思います。

参考1-4、田中議員資料の2ページ目、めくっていただいていた最初のところです。

全協は、怒号の中の決定宣言だった、とのことですが、怒号を発したのは、田中議員1人だったと思います。

議運は法令チェックなしの多数決だった。これも、これから説明をいたしますが、議会の申し合わせになぜ法令チェックなどが必要なのかは、わかりません。

この全協以前は、不当要求ハラスメントは、政倫審条例の適用外である。

これも意味がわかりません。不当要求やハラスメントは町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為に入らないのか。職務に関し、町民の疑念を招く恐れのある行為ではないのか。職員の公正な職務執行を妨げ、その権限または地位による影響力を不正に行使するよう働きかけていないのか。

なお、弁護士からの申入書には、政治倫理基準違反を不当要求ハラスメントに限定して定義するものではなく、政治倫理条例の基準に違反すると、政倫審で判断することも可能、と委員長が述べていると指摘をされておりますが、もともと申し合わせは、判断の基準を具体的に示したものであり、条例改正をして、その中に号を立てて規定しているわけではありません。

この点、後ほど説明いたしますが、最初からこういう取り扱いをするものとして、条例ではなく申し合わせをしているもので、今回の審査請求についても、2、違反する疑いがある規定は、政治倫理条例第3条の第1号と第4号が掲げていることに注意していただきたいと思います。

不当要求やハラスメントを疑われることは、条例違反となる可能性があるという申し合わせであり、委員長の話は間違いではないと思います。

弁護士の申入書にあるような、政治倫理基準の違反となる言動が、無制限に拡大する可能性があると言われるのは、全くそのとおりで、この条例の目的は、議員間で政治倫理を確立することにありますので、議員が見て、政治倫理基準に違反していると思われるれば、議員であれば5人以上の連署をもって、事実を証する資料を添えて、議長に審査請求ができます。

続いて参考2、別紙3の初当選議員間のラインのやりとりについてですが、これもパワハラならどんどんやります、について、第2回の審査会でも追及されておられました。

事務局員が感じるところでは、田中議員がパワハラのようなことをしているということは、初当選議員間でも、ある程度共有されていると思われていました。

議員控室で初当選議員の間で、田中議員にパワハラをしちゃ駄目よ、と言っているという情報は事務局にも入ってきております。

初当選議員間で、そう指摘されているからこそ、パワハラでも何でもない議員の自主研修を、これもパワハラならどんどんやりますと表現したんじゃないのかなと思っております。それでないと、パワハラという言葉の出方が唐突すぎるように感じております。

次の黒丸、請求議員代表者、二見議員の1月9日審査会説明。12月25日に長時間圧力などについて、事実誤認と曲解があったとのことでした。

二見議員はその時の録音をメディアに紹介されたようですが、その録音の内容である、誰が審査請求書を書いたのかという点について、この1月26日の審査会の冒頭で委員長からも要求がありましたように、田中議員は、1月9日にも事務局へ来て、同じような質問をされていましたので、事実誤認も曲解もないものと思います。

続いて、次の黒丸、別紙2です。

この中で、改革改善の提案は、当初、無理に見えても、議員と職員の論議の中から、道が開ける例は多く、そうした職員の力を信じて、粘り強く話す田中の提案が概要に記されていると書いてあります。

大変失礼かもしれませんが、控え目に言って、この文章は気持ち悪いんです。この、自分勝手に自己愛に満ちた、サディスティックな文章、何と表現していいのかわかりません。

この21世紀も、四半分に達しようかという現在、過去に葬り去られるべき古い概念が、議会議員のこれも公に出すことがわかっている文章に堂々と記載されている。こんな考え方が正しいと思って堂々と論述する議員がいらっしやる。

時間を無視して、長々と自治法違反だからできません、会議規則違反だからできませんと、事務局員が言っても、ご自分では、粘り強い気持ちで何とか方法を探せと言い続けられていたことがよくわかりました。

田中議員も議員さんでいらっしやいますけれども、事務局員も公務員ですので、法令違反をする者はありません。

事務局が法令違反だというのは、それだけの根拠があります。それを説明しても粘り強く、それに反対される話をされるとというのは、とても迷惑です。

念のために申し上げますけれども、公務員にこのようなことをして、度を過ぎれば職務強要という刑法上の違反になります。

やめていただきたい。

ご自分で法令違反じゃないことを説明するすべを探してください。

田中議員がご自分の表現する粘り強く話す中で、事務局員は気分が悪くなる、頭痛がする、中には治療が必要となった職員もおります。

そのことをどのようにお考えなのか。

疑問に思います。

続いて、パワハラ疑い指摘件数（審査請求書による）です。

グラフを使って説明しておられますけれども、ハラスメント被害は、町の総務課長を窓口とする相談申告ができ、ハラスメント苦情、相談処理委員会（県の人事委員会の申し出も可）が対応措置する。それらがされた報告がない、とのことで、だからハラスメントの被害はない、という主張と思われまます。

ここで資料を見ていただきますが、令和3年2月19日の全員協議会の会議録の一部、7ページと8ページです。

議会運営委員会委員長は、議員の皆さんは、現在でも、当然、こういった行為を  
してはいませんが、もしこれらの行為があったときは、議会は自ら自律権を発動させ  
るべきですので、要綱とは別に、これはハラスメント被害の要綱なんですけども、別  
に政治倫理基準を適用することを申し合わせると述べられております。

議員のハラスメントは議会マターですよ。議会には自律権があるし、執行部に、議  
員のハラスメント裁定を任せるわけにはいかないですよという意味です。

この考えがあるから、事務局員は相談申し出を行っていない。

ただし、医務室の保健師さんには、田中議員を指名して、最初から相談をしたよう  
です。

もう一つ関連として資料9ページを見てください。

令和3年12月定例会、12月20日の田中議員の一般質問の場面です。

町の職員のメンタルヘルス対策について質問をされておられます。

その中で、次のページ、10ページですかね、下線を引いた部分です。

休務に至らないまでも、その相談を受けた事務室等が、相談を受けた数や傾向、或  
いはそこに至る原因にもなりかねないハラスメントとか、職場の不当要求とか、そう  
いった報告例はあるのでしょうか。

ご自分では一般質問では追及し、こちらの田中議員の提出した資料では、ハラスメ  
ント被害がない理由に使っておられるようです。

守秘義務がありますので、表立って出ではこないと思いますが、田中議員が原因と  
いう申し立ての相談事例はあるはずですよ。

次に、録音です。

田中議員が認められておりませんので、これからも言葉遣いには気をつけますけれ  
ども、強要やパワハラが疑われることを繰り返している中、事務局の対抗手段とし  
て、録音することが考えられました。

そこで、事務局員は、田中議員が事務局内や議長室で大きな声を出しているとき  
に、そのようなことを言われるのであれば、録音しますと断って録音をしておりまし  
た。

実際それで大きな声を出されることが抑えられたことがありましたので、一定の効  
果はありました。

しかし、余りにも大きな声で、強い主張を、粘り強く、一方的になんですけども、  
しつこく繰り返され、録音します、などと言えない状況もありました。

その場合に、それを聞いていた別の事務局員が録音をしていたものはあります。

前回の審査会でも委員が流されましたが、解説が必要ですので、委員長の許可を得  
て、今回も流させていただきます。

審査請求、別紙2で言いますと、13ページ。

令和4年、これから審査請求の方ですけど、13ページの令和4年1月5日、同会  
の規定の解釈、についてです。

これは、府中町議会でもインターネット配信が始まることから、その際に議場でどのようなことに気をつければいいか、全議員に研修をしてもらおうということで、これも資料を11ページにつけておりますけれども、令和3年8月27日に、これは県の町議会議長会ですけれども、が出されました議会運営アドバイザーの派遣、という事業を利用しまして、研修を実施しようとしてしました。

この資料に書かれている内容についての、田中議員が言うところの議論です。

ここの2にありますように、対象者は概ね1期か2期の町議会議員を主体とするものでありましたので、概ねであれば何とか全員が対象になりませんか、と議長会にお話をしたんですけれども、ここに書いてあるアドバイザー派遣の規定どおり、1期2期の限定にしたいということでした。

それで、次の資料、12ページですが、令和3年12月28日付で、議員研修会の開催についてという通知を出しましたが、議長会の規定により、全議員でないことを付記するため、同会の規定により1期及び2期議員を対象とする旨を、なお書きで、加えております。

この同会の規定という一文について、田中議員が、これは規定ではない、というクレームといいましょうか、ご意見なんです、言いに事務局へ来られた場面の途中からです。

こちら、事務局員が離れた場所で録音していたため、前回の審査会では、音が小さくて聞こえなかったというご意見がありましたので、事務局でデータを増幅して、念のため、この部分の反訳を、資料、13ページからつけております。

すいません、録音を。

(録音音声を再生)

#### ○力山 委員長

では、続きをお願いします。

#### ○事務局員

大変粘り強くお話をされておられましたけれども、誤字があるということであれば、事務局が対応しますし、議長名で出した通知に対して、どこが間違いかわからないのと、どう直せばよいかも、この中でわかりますように、明確にしておられませんので、対応の仕方がわかりませんでした。

なお、田中議員以外の議員さんから、同じようなご指摘は受けておりません。

この場面の記事では、16時50分に田中議員が来局して、17時30分近くまでおられたということなので、田中議員は40分程度、このような主張をされていたということになります。

次は、令和5年9月8日、全会一致原則の主張の場面です。

ここでは、田中議員は録音されていることをご存知ですけれども、二見議員が、ご自分で録音されたものを使わせていただきます。

また録音では、事務局が田中議員に、事務局から退出されるようお願いしたことを問題にされていますので、府中町の不当要求行為等対策要綱の一部、19ページ、資料なんですけれども、につけております。

事務局では、大変異例なこととは思いますが、田中委員が、法律や議会ルールを無視して、要求されますので、ここにあります第2条第1項の第2号、下線を付けた部分ですけれども、社会的常識を逸脱した手段により、町の適正な業務の遂行に著しい支障または職員の対応が困難となる状況を生じさせること。

同条第4項の第2号、法的に正当でない要求または法的に正当であっても、その内容が過剰である要求をする行為、または第3号、制度的に確定している事項に対し、要求及び抗議する行為に該当するものとして、下にあります、第5条第2項の規定により、職員は、不当要求行為等があった場合はこれを拒否するなど、毅然とした対応をしなければならないという規定により、退出をお願いしたことがございます。

それについても、何度も抗議を受けておりまして、この場面もその一つです。

では、お願いします。

○力山 委員長

はい、放送をお願いします。

(録音音声を再生)

○力山 委員長

では、続きをお願いします。

○事務局員

録音は、以上ですけれども、ここからは、今回の審査請求の事案について、事務局内、または議会の中で起こったことについて、意見を述べさせていただきます。

ただし、田中議員資料の主張と説明の部分につきましては、審査請求書の別紙2と違うところがたくさんありました。

個別の記述につきましては、前回の審査会で、審査会の委員さんと対象議員さんとの間でかなり議論がされましたし、書かれたことは、田中議員が申出内容を相対化しとる、ということが目立ちますので、説明に必要な最小限にとどめたいと思っております。

それでは、できるだけ資料をお示ししながら、時系列で説明をしていきます。

まず、前提といいたいでしょうか、忠告といいたいでしょうか、情報提供なんですけど、これは田中議員が当選してから、わりとすぐのタイミングなんですけれども、田中議員はこれまでパワハラをしていた、というような情報が、事務局へ入り始めました。

直接、事務局へもありますけど、別の議員さんから、住民の方を通じて、というようなものもありました。

これにつきましては、真偽はわかりませんので、そういう噂もあるのかなぐらいに思っておりました。

続いて、初議会です。

資料の20ページ、21ページ、これは、議員選挙で当選後で、任期が始まる前の9月23日に、初めて田中さんが、事務局へ来た時にお持ちになった文章です。

より開かれた議長選びへ、正副議長立候補制と所信表明会について（メモ）と、府中町議会議員の皆様の2種類、内容について田中さんからお話をさせていただきました。

このとき田中さん、事務局来られまして、相談もあるということで、職員2名で対応いたしました。

この相談を受けた事務局員はちょっと困惑をしました。

まず初めに、この件については、以前、府中町議会でも別の議員さんから相談を受けて、導入しないという結論になっていたこと。

これは、議会運営委員会で審議したかどうかはちょっとその時、覚えてなかったんですが、議会運営委員会で審議する前に、各委員に意向を確認したところ、必要ないという話になった、ということ覚えていました。

この必要ない、の理由なんです、まず、自治法にも会議規則にも規定がないということ。

次に、ポーズに過ぎないことが見え透いていること。

議長立候補やってますよとか、議会改革ですよ、と見せるだけで、見る人が見れば、無駄なことをやっていることがわかるので、議会改革もポーズだけならやらなくていい。ということでまとまらなかった話だった、と覚えております。

また、議長選挙に誤解があってはいけないので申し上げておきますが、議員にとって一番重要なのは、議長が議員を公平に扱うかどうかなので、その人がやりたいかどうかにはあまり関係がありません。

議長選挙が立候補制でないのは、議会の議案を審議する際に、町民の方から託された自分の1票が行使できなくなるということで、表には出てきませんが、実は、議長になることを嫌がっておられる方もいらっしゃいます。

そんな中、立候補した方からではなく、議員全員の中から、この人なら公平に議会を運営してくれると、多数の議員が思っている方が選ばれる、という利点があります。

こちら辺が、自治法で立候補制になっていない理由なのかなあとと思います。

ちょっと話が逸れますけれども、府中町議会は昔からこういうところがありまして、例えば、議会のインターネット中継ですが、府中町はかなり遅れたんですが、よその議会さんで、かなり流行みたい導入する例が増えていた、10年ぐらい前のことなんですけれども。府中町でも導入を検討をしたんですけれども、結局導入しないことにこれは決まりました。

理由は、町域が狭いので、傍聴したい人が来るのに不便はあまりないだろうからというのと、ネット中継は1回導入すると、これ固定費用がかかりますんで毎年。その分、予算確保に苦勞している執行部が助かるだろうという議論でした。

それだけ府中町議会が遅れとるといような批判は、議員が町民にその旨説明すればよいというところがあって、そういった見た目だけの議会改革の流行には乗らないよ、といいますか、合理的といいますか、硬派といいますか、その頃はそういうような気風でした。

そういう経緯を知っていたのが一つ。

もう一つが、議員の改選前に決めたことではないということです。

通常、選挙を挟んで、改選後に、何らか新しい制度を取り入れよう、または制度を変えようとする場合には、改正前に、その時の議員の皆さんで手続きを終えておきます。

議員定数の変更するときがわかりやすいと思いますけれども、改選前に、議員定数条例を改正し、条例の施行後、初めての選挙の時に適用するという附則をつけます。

今回の場合は、そういった内々の決まったことっていうのがなくて、新人議員だけで盛り上がっているのが心配でした。

改選前にこんなこと決めていない、と2期以上の議員さんがおっしゃることが、当然予想できますので、ここら辺のことを、新人の議員さん全員がわかっててこのような動きをされているのか、この場面ではわかりませんでした。

このあたりが最初に、事務局員が心配したことです。

また、議会で議長を決める手続きを、議長不在で決めることが果たしてできるのかという思いもありました。

これらを考え合わせますと、できないのではないかと思われました。

で、何か簡単なことのように田中さんが事務局員に説明されておられますのを聞きまして、それはちょっと難しいと思いますよ、と申し上げました。

すると、田中さんはさらに、事務局員を説得してきて、こちら事務局員の方も、何度も、難しいと思います、と申し上げるんですけども、田中さんは、議長立候補制をやっているところも多いので実現させられるじゃろ、一点張りです。ひょっとして、自分たちがやりたいことを、やりたいと言っとんだから、事務局がやるのは当たり前だと、押し付けられとんのかな、とも感じました。

もしそうだとしたら、当然事務局ではそんなことはできません。

そんな押し問答が1時間以上続きますので、事務局職員は言葉の程度が伝わっていないのかなと思ひまして、何度か不可能ですと申し上げましたところ、できんできんじゃなくてできる方法を考えろ、という大きな声を出されて帰られました。

こちらにつきましてはパワハラなどの事案ではないと思っておりますので、審査の内容には掲げておりませんが、この続きがわかりやすいように説明させていただきました。

続いての資料が、先ほどの府中町議会議員の皆様、資料、次の22ページからです。

令和2年9月28日の受付印を押した、先ほどの書類に数名の議員さんが捺印されたものと、所信表明会の実施要項です。

また、資料の24ページなのですが、兵庫県丹波市の平成28年12月11日投稿の当時の新人議員さんが書かれたブログの写しも持ってこられました。

この日は、午前中に話があると、田中さんから電話があり、午後、田中さんと、あと坂田さん、齋藤さんが来られたので、先日と同様2名で対応しました。

で、第2委員会室、隣の部屋なんですけども、入ってすぐ、右側の壁面の椅子に事務局、対面の椅子に、これから議員さんになれる3名さんがお立ちになりましたので、事務局から座りましょうというふうに声をかけて、5人が座ったすぐに、田中さんが、議長立候補制はできる、実現しろ、というような、大声で怒鳴られましたので、他の4人が驚いて、委員会室が静かになるというような状況がありました。

話の中身というのは、先日、実現できないだろうと意見を申し上げた提案について、新人議員が署名を始めたということで、着々と進行させていることがわかりました。

こちらが何を言ってもやめないんだな、とは感じました。

ただ、事務局が何を言っても止めないんだったら、何のために事務局に来たのかはわかりませんでした。

そこで、次、資料の26ページですけれども、株式会社ぎょうせいの、先ほども出しました、地方議会事務提要の参考になる部分のコピーをお見せしました。

著作権の関係がありますので、ここに出した資料はその部分を、文字起こしをしたものです。

臨時議長の議会選挙への裁量権。問題、臨時議長が一般選挙後初の臨時会における議長選挙において、独自の選挙方法、例えば立候補制で、選挙を執行することができるか。決定、不可能であると考え。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を用いて選挙を行わなければならない、臨時議長は選挙長ではあるが、選挙の方法についての裁量権はないからである。

議長選挙を行う初議会は、議長選挙を行う際、議員の中で、一番年長の議員を臨時議長に選んで、その方が選挙を執行しますが、その臨時議長についての選挙の裁量権の内容なので、これを読んでもらえればわかっていたかと思っておりましたけれども、田中さんは資料を読んで、これは関係ないといったきり、一切無視されたようで、これほどはっきり記載のある資料がどう関係ないのかの説明もありませんでした。

その後、議長選挙について、できる、できると言われるのに対し、できないし、少なくとも今回はやらないほうが良いという説明をしていましたところ、坂田さんの方から、要するに、今回はできんということじゃね、と言われましたので、話を理解してもらえる人がおられたので安心しました。

そのとおりで、次の議会に、議員の皆さんに合意を得られたらできますというふうにお伝えをいたしました。

齋藤さんの方は、何もおっしゃいませんでした。

その後、田中さんが提出した、丹波市議会の議員さんのブログの写しの中身を見てみましたけれども、これ、下線は、田中さんがひかれたものだと思います。

よく読んでいただくとわかりますけれども、これは、少数会派がたくさんあります丹波市議会さんで、初当選議員が最大会派になったという事情があって、議会人事のために、先輩議員と新人議員が協力して、議長の所信表明会を実現した、という話で、立候補制でも何でもないので、何のために持ってこられたのかわかりませんでした。

その翌日、令和2年9月29日です。

昨日見せられた書類をもって、2期以上の議員さんを手分けして説得に行かれたんだと思いますが、この日は朝から、児玉議員が新人議員さんと会うというので、応接室を使わせて欲しいという連絡があって、西議員からは、新人議員が来て議長選挙のことを言っとったのはどういうことかと、というような困った口調で電話がありました。

田中さんはまず、二見議員と話をし、次に山口議員と応接で話をしたようで、夕方、田中さんと話をした、二見議員と山口議員が事務局にいて、その話をしているときに、田中さんがやってきて、議長立候補ができないというな、やる方法を探せ、できないというなら、根拠を示せと怒った様子で、大きな声を出されました。

事務局員の記憶では、ここで初めて田中さんの口から議長立候補制ができない根拠法令を示せという言葉が出てきました。

示せと言われても、できない根拠法令っていうのは、できないと規定されていない限り、ないと言うしかないもので、その時はないと言いましたけれども、それに対し、できない根拠法令がないのならやれと言われるので、そういった法律の話ではなくって、議長がいない状態なので、議長立候補制度の導入を決める人がいない、いうことなのですよという話をしましたところ、田中さんはできないというような、やる方法を探せと、大きな声で言われました。

この後、説明しましたが、興奮なさっているようで、話が通じませんでした。

すると、途中から議員の自己紹介の休憩ならできるはずだと話が変わるので、それなら休憩をとる動議を出せばいいですよという話をしました。

田中議員資料では、動議が出て所信表明会をやろう、となったときは協力しますよと、前日に事務局員が言ったことになっていますけどもそれは、この日の話だったんじゃないかなと思っています。

田中議員は、できる可能性を探る知恵を貸して欲しいと要請したと説明しておられますが、大声でできる方法を探せ、と何度も言われまして、知恵を貸して欲しいなどと、穏やかには言われなかったと思います。

この日はとにかく、田中議員が休憩の動議を出すことにしてお帰りをいただきました。

山口議員と二見議員が同席されていらっしやいましたのでとても助かりました。

ただ、お2人の議員がいらっしやっても、事務局内で怒って、大きな声出されるので、いなかったらもっとひどい目にあつたんじゃないかなと思います。

続けてよろしいでしょうか。

○力山 委員長

はい。

○事務局員

いいですか。

続いて、10月7日、初議会の前日です。

午前中最年長ということで、臨時議長となることが予想されております齋藤議員に議場に来ていただきまして、初議会の流れを説明いたしました。

議場での動きや、次第書、これは議会の台本と思えばわかりやすいんですけども、次第書を説明して、特に田中議員が動議を出す場面は念入りに、ここで出しますよということで説明をいたしました。

説明が終わって、齋藤議員が、これから田中さんに会うんですと言われましたので、田中議員に動議を出す場面を指定した次第書を作りまして、それを渡すようお願いをいたしました。

田中議員は、15時ごろ事務局にこられ、次の27ページの資料なんですが、これを示しまして、初議会で所信表明会を開催する議案を配ると、言われました。

これは話が違いますんで、休憩の動議という話だったはずじゃないですかと、事務局が主張しましたが、議案でええんじや、議案を出す、ということで全然聞いてもらえませんでした。

そもそもこの議論は9月29日もしていたはずで、地方自治法第102条では、臨時委員会に付議する案件は、あらかじめ町長が告示しなければならないので、告示しないものは付議できないと説明したはずだったんですけども。

資料28ページ、地方自治法小六法、学陽書房の、地方自治法第102条を見てください。これの本の方で、田中議員と見せながら、田中議員とお話をさせていただいています。

資料には下線を引いております。

④の第4項ですが、臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならないと規定がされております。

これをもとに、田中議員を説得しますが、全く聞いていただけません。

できるんじや、出せるんじや、出しゃええんじや、みたいなことを、あんまり根拠がないんですけども、言を左右にされて、事務局員が幾ら、自治法違反になるよと言っても、議案を出す気が満々だったと感じました。

その内、次第6項、先ほどの④の下の⑥ですが、臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前3項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる、という規定を田中議員が見つけられまして、緊急を要する事件だから出せるんじや、ということを言われました。

所信表明会を開催しなくても、議長選挙は現行の規定だけでできるのだから、全然緊急じゃないですよと言っても駄目でした。

次にこの条に付随して記載のある、資料はその下なんですが、黒い括弧で実例、判例、注釈というところがありますが、その中の第6項の、会議規則の如き会議自体の進行に必要なものは、臨時県会において告示を要せず議しようという、行政実例を見つけて、所信表明会は議長選挙に必要なだから、この行政実例に書いてあるとおり、出せる、と田中議員が言い出しました。

事務局員は、文章を普通に読んだら、会議自体の進行に必要なものの例として、会議規則が書かれていて、会議規則がなければ会議の進行ができないから、告示がなくても審議できる、と理解できるはずで、田中議員の解釈が間違っていると説明しますが、間違っていない、議案にした方が文書になってくるから、齋藤さんもやりやすいとか、ちょっとよく理解できないことを主張されて、全然事務局の言うことを聞いてもらえませんでした。

押し問答が2時間近くになった頃、自治法に抵触することを不当に長時間要求されたと判断しまして、すいませんが同じ話が2時間近くも続いて、私は明日の初議会の準備があるので、帰っていただけませんかとお願ひしました。資料の19ページに、示しましたことなんですけども。

ですが、自分も忙しいのに、事務局が言うこと聞かないので帰れない、議案として提出する、ということで全く聞き入れてもらえませんでした。

そこへ、山口議員が通りかかりました。

すると、田中議員は、山口さんこれ出しますからといって、自分が作った議案を、山口議員に見せられました。

山口議員は何の話かわからない様子でしたが、事務局員は、初議会は臨時議会なので、自治法上、町長が告示した案件しか審議できない。それにもかかわらず、田中議員が議案を提出しようとしていると説明をしました。

田中議員は出せると書いてあるから大丈夫、出せる、と言っておられました。

そこで、事務局が自治法上出せないと言っている議案を、田中議員は出そうとしていること、山口さん、目撃しましたね、というふうなことを山口議員に確認しまして、田中議員にも、あなたの責任で議案を出したんですからね、ということを確認して議案を預かりました。

で、議案と出すのなら、次第書、先ほどの台本で言いましたけど、次第書が全く変わりますので、午前中に齋藤議員に、すでに説明した内容と変わってきますので、あなたが議案を出すんだから、齋藤議員にこれを渡して説明してくださいと、急いで書き換えた次第書を田中議員にお渡ししました。

この場面、田中議員は自分で次第書を作ったようにご記憶のようですけれども、これは間違いで、事務局が作りました。

田中議員は事務局を出て行かれ、事務局員は初議会の作業に戻りました。

このとき、事務局には、実は初議会を経験した職員がいませんで、手探りで初議会の構成を組み立てる作業をしていて、ちょっとこの時間のロスが、大変大きなものでした。

で、20分ぐらい経ったころですけども、山口議員から事務局に電話がありました。今、明日の初議会のため、議員が集まっているんだけど、さっきの話がよくわからなかったので説明してもらえないか、というお話でした。

事務局としても時間がないところでしたが、このままにはおけないので、議員さんが集まっている部屋へ行くことにしました。

というのも、資料28ページの、地方自治法第102条第6項に規定してある、先ほど見ましたけども、緊急を要する事件については、緊急を要するかどうかの認定を議会がすることになっていて、あの文章が議案かどうかは別としまして、他の議員が知らずに上程されてしまえば、それは緊急を要すると認めたことになりますので、そこは説明をしなければならぬと思いました。

そこで、そこへ行きましていらっしゃった議員さんに説明すると、それは大事で、どうやったら止められますか、と聞かれますので、緊急性がないことを主張されればどうですか、と提案し、議員さんが動議を出すということになりました。

なお、28ページの資料の下の方の続きで、2、地方自治関係実例判例集の記事を掲載していますが、第102条第2項のところ、実例、会議規則の付議、会議規則ノ如キ会議自体ノ進行ニ必要ナルモノハ、臨時県会ニオイテ告示ヲ要セスシテ議スルコトヲ得、という行政実例があります。

ちょっとこれはいつ発出されたものかは、どこにも書いてありませんが、上の地方自治小六法に掲載されていた行政実例は、この漢字カタカナ交じりの文語体のものを、ひらがなの口語体に直したもののようです。

地方自治法の施行は、日本国憲法と同じ昭和22年5月3日で、口語体で記述してあるので、ほとんど自治法施行と同時に発出されたものではないか。

とすると、自治法の施行のすぐ後に、臨時議会を開く必要があった自治体が議決する必要はある。

会議規則をあらかじめ定める余裕がなく、告示しなくても定められるか、国へ質問した回答ではないかと思っております。

行政が作成した文章は、古いものは、急ぎの場合、電報で、通知したこともあるようで、一つ一つの言葉に限定的な意味を持たせた上で、全体を構成し、使用する語句をできるだけ少なくして間違いのないように作られていますので、それを踏まえないと読み間違えてしまうことがありますので、これは申し添えます。

なお、この判例集の次、下にあってですね、付議すべき事件、並びに議案の送付時期の、昭和26年8月の行政実例が掲載されていて、そこでは、よりわかりやすく書かれています。

第102条第4項の付議すべき事件とは、議案に限らず、選挙決定、その他議会に付議されるべきすべての事件を含むものであり、議案の場合は、当該議案を付議事件

として告示すべきである、ということで、明確に臨時議会の議案には告示が必要だと書いてあります。

この初議会の田中議員の行動は、違法となることを事務局が指摘してるにもかかわらず、それでもやろうとしたということです。田中議員が、第2回審査会で明言されたような、議会のルールを含め、法令違反を一切していない、という表現といますか、言葉につきましては、果たしてどうなのかなと思っております。

田中議員の行動が違法となることを知った議員がそれを止めた、ということなので、結果的に違反はしていないと言えはいるんですが、事務局の反対にもかかわらず、大変強引に違法なことをやろうとされた、ということになると思います。

続けてよろしいでしょうか。

○カ山 委員長

はい。

休憩しましょう。

~~~~~○~~~~~

○カ山 委員長

審査会が長くなっていますので、ここで少し休憩したいと思います。

現在、10時43分ですので、10分ぐらいを休憩とりまして、10時55分から再開したいと思います。休憩。

<休憩 午前10時43分>

<再開 午前10時55分>

○カ山 委員長

では、休憩を終わりました、委員会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○カ山 委員長

それでは休憩中の審査会を再開いたします。

続きをお願いいたします。

○事務局員

はい。事務局員です。

次は、令和2年10月8日の初議会の会議録の一部、29ページです。

臨時議長が日程1の前に、事前に配布してあった議案と称する文書に言及する直前に、議員から審議しないよう動議が出て、これに対して田中議員が審議するよう動議を出しています。

この中で田中議員が、自治法の112条で提出した正式な議案と、下線をつけた部分でおっしゃっています。

これは、資料の30ページに用意してはいますが、自治法第112条に関する、昭和25年の行政実例では、議会の議決すべき事件には、機関意思は含まれず、

団体意思の決定の場合のみを意味すると明確に記載がしてありますから、このような機関意思の決定、議案は出せません。

この議案資料の、その下の会議規則の第12条にありますように、議員が議案を提出しようとするときは、議長に提出しなければならない規定になっていますから、議長がいないときですので、田中議員の行動は、会議規則にも違反をしております。

なお、団体意思の決定と機関意思の区別につきましては、31ページに資料をつけておりますので参考になさってください。

また、下の、下線をつけた部分で、会議録の方ですね、下線をつけた部分で、田中議員が言われている、102条の6番の6に該当する会議の進行に必要なものは、臨時会において告示を要せず議しうる、議題にできるという解釈だと僕は思っております、と主張されておりますが、これは先ほど資料で説明したように、事務局が誤りだと一生懸命、伝えたものです。

事務局員が、無理ですと、申し上げたところを、田中議員が粘り強く話したところで、道が開けなかった例の一つだと思います。

選挙に密着した、今議論しなければいけない、緊急の議案という主張は、田中議員の考えで、この議案を審議しなくても選挙できますので、緊急性はありませんよという、これは議会の判断があったものだと思います。

これ、時間が経ちまして、会議録のこの場面がよくわからなくなるかもしれませんので、特にここで詳しく説明をさせていただきました。

なお、先ほどの丹波市議会の新人議員さんのブログなんですけども、この議員の方が書いていた、平成28年12月の丹波市議会の初議会のときの会議録を、32ページにつけていますので、ちょっと見てください。

小さいんですけども、これが公開のところを印刷しましたら、このぐらいの大きさになりましたので、すいませんがご勘弁いただきまして、事務局長がまず挨拶されて、あとは切っておりますけれども、この間では、各議員さんですとか、執行部の市長さんですとか、職員の方などがご挨拶をされておられます。

で、行政側が退席するまで1回、暫時休憩が入って、続いて再開した後、年長議員が臨時議長に選ばれ、開会を宣言して、仮議席を指定したところで、議員さんが発言を求めて、暫時休憩を求める議事進行をしています。

それを臨時議長が認めて、暫時休憩に入りますが、これが9時45分で、10時50分に再開をしておりますので、この1時間あまりの休憩時間中に、議長選挙の、所信表明会をやっているのだらうと思います。

要するに、会議録には、議長立候補制とか、議長所信表明とか、という言葉が全く出てきていません。

休憩中に別に行っているからです。

これでしたら、自治法に何ら違反していませんので、最初の話のとおり、休憩の動議を出すのなら、別に事務局も反対する必要もありませんし、やるならこの方法しかないと思います。

丹波市ではやっとするのに何で府中町ではできんのか、と田中議員はおっしゃっておられましたけれども、丹波市では、議案が出てきてないからできたということで、丹波市のように、休憩の動議だったら府中町でもできていたかもしれません。

議案と銘打つことですね、なぜこだわったのか、丹波市のとおりにしなかったのはなぜかにつきましては、田中議員のこの議案に賛同した議員さんもいらっしゃいますので、田中議員には説明をする責任があるのではないかなと思います。

初議会後も、いろいろ既存の議会ルールを、おかしいおかしいと言われ、議会運営委員会へ調査申出書を出したり、事務局へ来たりされておられました。

資料、33ページに掲げておりますのは、府中町議会運営等に関する要綱や申し合わせで田中議員が問題にした規定の一部です。

またその次の資料、34ページから40ページまでは、田中議員が議会運営委員会に提出した調査申出書の一覧と、あと、調査申出書の、すいません、申し訳ないですが、一部です。

またその次の資料、41ページ、42ページは、令和2年11月19日の全員協議会の会議録の一部ですが、議長が全協に付議された案件を終え、閉会したところで、田中議員が発言を求めておられます。

で、議長が指名したところ、報酬減額を、議会運営委員会が否決したことについてここで報告しろ、ということを田中議員がおっしゃっております。

議長は、それは諸報告の一部なので、本会議で報告します、と言っても、問題ないと思う、といひまして、勝手に議会運営委員会の委員長にどう思うか直接聞いたりをしています。

本来この場面、議長は発言を止めてそのままにしてもいいようなところなんですけど、初当選議員でもあり、一旦休憩をとって、議長の方から概要をお話ししています。

府中町議会では、議事日程に掲載されていないことを議長が宣告することはありませんし、そもそも、委員長報告は本会議マターということですよ。

本会議の案件である委員長報告を聞いたら議員がおるということで、全員協議会で報告させようとする行為は、これはルール違反じゃないかなと思います。それでも議長は丁寧に、これは混乱を避けられて、委員長からではなく議長から説明したのだと、事務局では思っております。

続いて、令和3年2月19日の全員協議会、議員倫理条例の審査事項にハラスメントを加える申し合わせの審議における反対と、これに抗議する、田中議員のために開催された、その後の5月31日の議会運営委員会についてです。

こちらは、当日の全員協議会の協議会資料と、会議録を、43ページから50ページにわたりまして、添付をしております。

48ページご覧ください。

会議録です。

審査請求にも書いてありましたが、この日は日程が多くて時間延長したこともありまして、休憩をとって、執行部側には一旦退場していただきまして、協議会を再開した場面からです。

まず、議長が、議題を上程して、議会運営委員会委員長へ説明を求めて、委員長が説明をしております。

説明が終わって、議長が質問を求めた場面で、児玉議員から動議が出されます。

この部分なんです、会議録ではわかりにくくて、議場にいらっしゃった議員の皆さんはお分かりと思うんですけども、児玉議員が発言許可を得て、すぐ即決の動議の趣旨を発言され、すぐそのほかの議員さんからその動議に対して、賛成という声と、挙手もありました。

ここら辺なんです、議場のマイクが追いつかずに、会議録には児玉議員の発言の最後の部分だけが記載されています。

動議の成立がこの時、あつという間という感じでしたのは、確かだと思います。

議長も、案について採決する前に説明しておりますし、事務局員からも動議が成立し、可決されたので、これに基づき採決することを説明しております。

議長は、動議の成立を確認して、動議のとおり、すぐに採決に移るかについて、表決を求めまして、その結果、可決となりましたので、申し合わせについて採決を行いました。

で、この採決の結果、このときの議題の申し合わせは、議会において承認をされたということです。

この後、山口議員から日程が終了したので、もう終了してくださいっていう、議事進行が出まして、議長は、全員協議会を終了しています。

この件について、田中議員は審査請求書の別紙2、令和3年3月25日、4月2日、4月26日の記事のような、議長や、児玉副議長、事務局に対し、抗議を繰り返していました。

で、この田中議員の抗議について、5月31日に議会運営委員会で協議されました。

51ページの資料は、質疑、討論、採決のあり方についてという田中議員の議会運営委員会に対する事務調査申出で、次の資料、52ページから54ページが、当日の議会運営委員会へ、田中議員が提出した資料です。

田中議員の主張は、ほぼこの52ページからの、2月19日、全員協議会の動議採決問題に掲載してありますので、これを使いまして事務局側の説明をいたします。

52ページですね、前文につきましては、様々な非難がなされていますが、これは要約すれば、他の自治体の関係者が呆れているですとか、文言ミスや、論理構成の不備がある、議長は動議が出たから諮って決めたと主張しているが、議事が不適切だったから審議のやり直しをすべき、という主張と思われれます。

ここに注意したい言葉が2点出てきていますので、特にここで指摘をさせていただきます。

まずは、この前文の上の方に出てくる民主主義の基本である熟議、の熟議。それから、真ん中より下で出てくる政治倫理条例の解釈を拡大する内容で、改革派議員にブレーキをかける狙いが伺えるという記載です。

改革派議員にブレーキという、改革派議員という言葉がここで初めて出てきたと思いますが、誰のことを、改革派議員と表現しているのかにつきましては、わかりません。田中議員以外はわからないんじゃないかなと思います。

なお、この申し合わせにつきましては、田中議員が事務局に対するパワハラや不当要求に見えるような行為をやめていただけないので、これに対して、こういう申し合わせをして防ごうという、議員の皆さんの対応策の一つだったんだらうと、事務局では感じております。

なお、参考のため、この5月31日の議会運営委員会で、説明のため、事務局が出した資料も、55ページから58ページに添付をしております。

田中議員の、52ページの資料なんですけども、①、動議が出せない場面。

田中議員は、動議が出せない場面だった、質疑討論を省き、採決を求める動議は出せない、と主張されていますが、児玉副議長が出されたのは、即決の動議ですので、これは出せます。

ここで、府中町議会規則を掲げて、これに反するから、議長は直ちに制止すべきだった、と主張されておられますけれども、掲げてある第48条と第50条は、会議規則の目次で言えば、第6章、発言に関する内容で、各条の見出しで言えば、第48条が議事進行に関する内容、第50条が質疑または討論の終結というもので、動議についての規定ではありません。

なお、会議規則の動議の規定は、第2章、議案及び討議に記載がしてあります。

この議事進行に関する発言については、田中議員の提出した資料の写しの次に、当日の委員会の事務局から提出しました資料の55ページをご覧ください。

55ページです。

資料の最初のページの下段、(6)、下の方ですね、議事進行に関する発言です。

一番下の段落に、議事進行は、動議ではないから、賛成者は必要なく、云々、とありまして、動議とは明確に区別がしてあります。

また続いて、動議と議事進行の違いについて説明がしてあります。

田中議員の資料、すいません、52ページに戻りますけれども、先ほどのその下のB、議員必携（全国町村議長会編）146ページ、(討論の終結)の、討論省略の動議も、討論省略の議長の発議も絶対に出せないこととなっている、とありますが、これも同じく事務局が用意した資料の57ページをご覧ください。

議員必携の写しなんですけど、これを見れば、上から2、動議の種類、(2)、案を備えていない動議、(2)、議事に関するものの②に、即決の動議が掲げられております。

ここでは、⑥として、質疑討論終結の動議などもあって、田中議員が主張される、この場面では出せない質疑討論終結の動議とは、種類が違うという分類をされていることがわかります。

続きまして、田中議員の資料52ページで、C地方自治法関係実務辞典（第一法規）参考実務事例、質疑打ち切りの動議の取り扱い、について書かれていますが、この件は、質疑打ち切りの動議ではありません。

田中議員ご自身も質疑打ち切りの動議は、質疑が続出して、容易に終結しない場合のほか出せない動議として、その性格を書かれてますので、これが関係ないことはお分かりと思いますし、事務局でもそう思ってます。

次の53ページの、D地方自治法質疑応答集、（第一法規）地方自治法第120条、についてですが、ここにも、討論終結動議、討論省略の動議についての記述ですので、即決の動議とは違います、と思っております。

次、②、熟議の民主主義です。

公正な議事運営のためには、議員がお互いの発言をし、尊重し、論理的に議論することが求められると、正しいことが、ヴォルテールの名言とともに記述をされております。

ここでも熟議という言葉が出てきています。

B広島県町議会議長会、議会運営アドバイザーのはなし、として、議員に発言させないということは議会で最もあってはならないことだ。どんなひどい意見でも述べさせるのが議事運営の基本、議会は言論の府なのだから、と書いてあります。

そのとおりなんですけども、当時この部分の、その発言について議会運営アドバイザーに確認してみました。

すると、ほぼこのとおりだったんですが、最後の議会は言論の府なのだから、の次に、ただし、動議が出たら違う。動議が採決されて決定したらそれに従うしかないと言ったというようなことでした。

これ全く違う結論になると思うんですが、なぜ田中議員がこのような記述をしたかにつきましては、わかりません。

Cにつきましては、動議の効用と害についての話なので、ここでは省略いたします。

続いて、③、全員協議会の役割と効用についてです。

全員協議会は、議員の議案の審査、または議案の運営に関し協議または調整を行うための場であり、議決は本来、本会議ですべきである、とのことなんですけども、そのとおりです。

この時の、全員協議会でも議決はしていません。

A議決は本会議マター、地方自治法第96条と、全員協議会の議決をもって、議会の議決に変えることはできない、和歌山県地裁の判決を引いて、今回のような条例に関する議決は議会の意思決定ではなく無効と見るべきという主張をされています。

これも判例は正しいのですが、今回の例で言いますと、条例に関する議決という部分が違います。

これは先に出ました、48ページからの資料で、議会運営委員長が詳細説明で触れていますように、これは申し合わせに加えることを検討したものです。

申し合わせは、対象を議員に限定しました約束事、ということですので、全員協議会で決めます。

申し合わせを含めた、府中町議会運営等に関する要綱では、これは資料59ページの一番下、にありますけれども、第91条に、この要綱の改廃は、議会運営委員会で検討し、全員協議会に諮って行うものとする、と規定していますので、近年では、この規定を準用して、申し合わせの決定を行っております。

Bの県内の議会の元改革特別委員会委員長のおはなしは、ちょっと前提の内容がわかりませんのでここでは触れません。

④は、全会一致の慣行を破る、との主張です。

府中町議会は、政治倫理条例は議員の身分に関わる問題であるため、報酬問題とともに、全会一致が望ましいと申し合わせているとのこと、これも事実なんですけれども、ちょっと内容が違います。

これは時々、田中議員が全会一致の慣例、と主張して出されておられます例ですのでここでちょっと詳しく見ておきます。

なお、これから説明する内容につきましては、過去、議会運営委員会で説明いたしました内容と全く同じものでございます。

資料60ページに、平成28年の全員協議会の会議録の一部がありますので、ご覧ください。

資料は60ページです。

議長から説明をお願いされた、議会運営委員会の委員長が、検討経過を報告する場面です。

議運において議論する中で、本条例は、議員自身の倫理に関する規定でもあるので、多くの議員から、全会一致が望ましいとの意見がありました。

最終的には議会運営委員会としては全会一致が望ましいことから、町から活動及び運営に対する補助または助成を受けている団体の長に就任しない、の規定につきましては、努力規定として、申し合わせの中で整理するのが望ましい、ということになっていますが、最終的には議会運営委員会でまとめていきたいと思っています。

議会運営委員会としては、活動や運営費の補助や助成を受けている団体の長に、議員は就任しないという規定について、条例に加えるべきかどうか、苦慮しておられるようですけれども、議員自身の倫理に関する規定でもあるので、多くの議員から、全会一致が望ましいという意見がありました、と委員長が述べておられます。

ということは、議会運営委員会の多くの委員さんが、この条例案の審議に限定して、全会一致に持っていきたいと思っている、そのための条件を検討するという説明です。

で、もしこれが申し合わせに関する審議なら、議会運営委員会で身分に関する事項は全会一致が原則ということを検討して、全協に諮るのが必要になりますが、会議録を見てもそのようなことは、しておりませんので、田中議員の主張はちょっと違うのかなと思われま

す。なお、先ほどの田中議員の資料の方ですけども、後ろの方で主張しておられる、議員報酬の改正案については、議員報酬の減額については全会一致という慣例がありますが、これも協議する中で、必ず全会一致ですよ、という確認をしますので、申し合わせだから自動的に全会一致適用といったことはしません。

議員報酬改定案が賛成多数ながら反対1があっただけで否決されたと書いてありますが、12月の議会運営委員会では、採決していませんので否決もしていません。

議会運営委員会の中で、反対があったため、全会一致にならないようなので、これは取り下げようということになったもので、全会一致ルールは守られてきた、全会一致にはほど遠い、否決されたとみなすべきだ、ということはありません。

なお、全会一致の申し合わせがあっても、採決の際は、当然地方自治法の多数決になりますので、全会一致にならなかったからといって、議長が否決を宣告することはできません。

そのため、必ず申し合わせで、全会一致ですよと、委員長なり、議長なりが確認をしながら、反対がないのを確かめて採決をします。

次、⑤矛盾だらけの拡大解釈です。

資料を見た法曹関係者もおかしいと呆れていたとのこと

です。提案説明がないということで、発案者が事務局長であったかのような質疑だったと印象を述べておられますけども、会議録では、議長が説明して、事務局が補足説明していますので、説明していますよと、事務局員が答弁をしています。

田中議員は、なぜ今、こういうことを議長が提案したか、ということを知りたいので、事務局は、議長はご自分の判断でしかるべき時に提案ができます、ということ

を答えたところ、今回提案したのはなぜかと聞かれましたので、提案理由も根拠も説明してあるので、というふうに答えております。

例えば、法令改正があったので、これに基づいて改正しようというわけではないので、なぜ今回かと聞かれました

でも、ちょっと答えようがありませんでした。イは、政治倫理と刑事問題の混同です。政治倫理とは、本来、贈収賄や接待、役場への圧力、人事介入など議員の政治的な、権限行使に関するものであり、刑法上の罪状行為など、一般社会規範の問題と一緒にすべきではない、とのこと

ですが、刑法上の罪状行為と混同をしているわけではありません。

刑法に違反すれば、刑事裁判を受けることがあります。田中議員が、パワハラや不当要求が刑法に違反してるから、政治倫理とは言えないという認識でおられるのであり

ましたら、これは誤解と申し上げたいと思います。ウ、議会は、労働者の職場関係とは異質です。

不当要求行為等対策要綱は、現行でも、議員に適用される。ハラスメントの防止等に関する要綱は、役場内で職制上の関係にある職員間に適用されるものだ。職制上の地位関係にない議員と事務局員にはそのまま適用できない。内容の再検討が必要、との主張です。

これは、この前後の主張全体に言えるんですけども、2月19日の全員協議会の前、1月21日の議会運営委員会の時に、主張なさるべきではないかなと思います。

で、そこで田中議員は似たようなことを主張されておられましたけれども、議会運営委員会では全員協議会に提出することが決定されましたので、これを、さらに議会運営委員会で再度主張されることは、ご自分が所属する委員会の決定を無視する、過半数議決の原則に外れますので、これはやめていただきたいなと思っております。

後段、議会事務局長は、専門的知識が豊富で、新人議員らのアドバイス役。議員より有利な立場と見る議員もいる、ということですが、優位な立場なら、初当選議員である田中議員に、こちらの言うことを聞いていただくこともできるはずなんですけれども、ここまで、るる説明いたしておりますとおり、田中議員は事務局のアドバイスに従っているようにはちょっと見えませんので、これだけでもこの説は、間違いではないかなと思います。

エ、論理構成と立法技術の誤りです。

現在の倫理条例第3条は、制限項目として、次に掲げる政治倫理条例を列挙している。新たな拡大解釈をするなら、具体的項目の加筆が必要だ。条例は法令であり、厳格な明文化による改定がなければ無効だ。罪刑法定主義に反する、とのご主張です。

罪刑法定主義とは、ある行為を犯罪として処罰するためには、法令により、あらかじめ犯罪とする行為の内容と、課される刑罰をあらかじめ規定しておかなければならない原則のこと、だということです。

議員倫理条例は、議員が守らなければならない政治倫理に関する規定で、違反した疑いがある議員に対し、審査の請求をすることができ、政治倫理審査会が設置され、審査の結果、審査会は必要と認める措置を議長に勧告し、議長は措置を講じることができるという規定なので、別にこれは刑罰を課しているわけではありません。

たとえこれが刑罰だったとしても、田中議員が主張するような新たな拡大解釈をしているわけでもなく、全員協議会の資料、43ページ、ご覧ください。

この43ページの資料のとおり、議員が遵守しなければならない政治倫理基準には、次に規定する行為を含む、として、含んで読み込む、不当要求行為とハラスメント行為の定義をしているだけで、新たに不当要求行為やハラスメント行為を対象にしているわけではありません。

このことは、やはり何度も、田中議員の方には説明をしてきました。

ここを検討した議会運営委員会では、今の条文でも、不当要求やハラスメントが禁止であることは分かるので、ことさら申し合わせる必要はないのではないかなというようなご意見も出たほどでした。

つまり、この申し合わせは、現在ある政治倫理条例第3条の政治倫理基準では、不当要求やハラスメントについて禁止していることは、これは当然なんです、分かっていない議員がいるかもしれないということで、改めて申し合わせますからね、ということじゃないかと思います。

法務部門のチェックを受けず、顧問弁護士の意見も聞いてない、とのことですが、議員の申し合わせについては、法務部門のチェックを受ける必要はありませんし、法制担当が条例を制定改廃するときでも、顧問弁護士の意向、意見を聞かなければならないようにはなっていないのじゃないかなと思います。

また、田中議員がこの文書を出されて以降ではありますが、念のため、当時議長だった益田議員のお知り合いにお願いいたしまして、この田中議員の指摘箇所について、弁護士のご意見を聞いたところ、全く問題ないということでしたので、これは申し添えます。

次のオ、田中議員の資料の方ですけども、パワハラを遵守です。

倫理条例第3条は、遵守しなければならない行為を列挙し、一方で不当要求対策要綱と、ハラスメント防止要綱の規定では、やってはいけない行為を列挙しているので、文書どおりによると、不当要求やハラスメントを遵守しなければならない、に加えるが悪行を進めるのか。正しくは、次に規定する行為の遵守ではなく、次に規定する行為をしないことの遵守だろう。文言ミスだ、というご指摘です。

こちらにつきましても、文言のミスではないと考えております。

当該申し合わせには、先ほどの43ページの資料にもありましたように、府中町議会議員、政治倫理条例第3条に規定する議員が遵守しなければならない、政治倫理基準と書いてあります。

これは実は、そのまま政治倫理条例第3条の各号列記以外の規定部分、議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならないという部分を引用しているもので、読み間違いを避けるためにこのようにしています。

その上で、以下、この第3条の各号部分につきましてはすべて行為を慎む、行為をしないこと、授受しないこと、働きかけをしないことなど、ある一定の行為をしないこと、という規定になっており、申し合わせで不当要求やハラスメントといった行為を指定し、それをしないこと、と読めるように表現をしております。

もうちょっとわかりやすく言いますと、条例第3条では、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない、と規定して、各号列記の部分で、基準違反の行為とそれをしないこと、という記述で成り立っています。

この基準違反の行為の中に、不当要求の行為や、ハラスメント行為を含むということで、自動的にそれをしないこと、が政治倫理基準に規定されることになるということです。

そもそも、この第3条の規定に新しく、基準違反を加えるのではなく、現在のままでも、基準違反である行為の例として、不当要求やハラスメントを示すための申し合わせなのでこのような方法をとっております。

従って文言ミスとは言えないんじゃないかなと思います。

で、このような議論を経て、この日の議会運営委員会では、田中議員が申し出をした、質疑、討論、採決のあり方についてという、調査事項について、2月19日の全協においては、地方自治法、または会議規則に反する議会運営はなかったと結論をしております。

資料6 1 ページに、当日の会議録の一部を載せております。

ここで指摘しておきたいのは、資料の初めの方、この資料そのものの初めの方なんです、4 ページご覧ください。

4 ページの地方議会事務提要にも、会議規則の解釈は、議会運営の責任者である議長が行うところを、田中議員の申し出により、議長は議会運営委員会に判断をゆだねています。

議長は、会議規則を解釈する権限を唯一議会の中で持つておられるんだから、議事で動議が出た、動議は成立した。成立した動議を議長が諮ったら、これが賛成多数になったので、動議のとおり、議長が採決を行った。この部分につきましては、田中議員は、他の議長以外の議員を含めまして、抗議する権利がもともとない。でもそれを言っても理解をしていただけない。

それを議長に抗議し、動議を出した副議長に抗議し、事務局に抗議し、これは議長の方は、関係ない、と言って突っぱねたとしても、ルール上何の問題もないところを、丁寧に議会運営委員会の結論を待って、議会運営委員会は、自治法や、会議規則に反する議会運営はなかったという結論を得たという、とても民主的な運営だったことを強調しておきたいなと思っております。

次に、資料の6 2 ページです。

6 2 ページ、令和3年6月25日の会議録の一部です。

この場面、田中議員が、自分が所属する議会運営委員会の委員長報告に対して質問をする場面です。

先ほど、田中議員が議会運営委員会へ提出した調査申出書の一部を付けておりましたけれども、ここで話が出てきたのが、40 ページにつけております、田中議員の別室傍聴など不適切対応の是正、という調査申出書のことです。

会議録で、田中議員はこの場面で、自分が出した別室傍聴に関する調査申出書の審議に対して質問をしております。

ご自分が所属する委員会に対して質問するというのは、例えば、審議を聞いていなかった、というような特殊な状況以外ではちょっとありません。

これに対して委員長は否決でしたという報告をしておるんですけども、ご自分が委員会で主張された議論をなぞる形で質問をして、委員長に答えさせて、それを補足説明というような名称を、勝手にといいましょうか、つけて呼んで、ご自分の意見を展開をしておられます。

皆さん本当ご存知だと思っておりますが、議会というのは、議論をする場ではありませんけれども、議決機関なんです。

で、何のための議論かということ、表決をするための議論ですから、表決結果の報告があれば、普通はそれで目的が終わるんです。それが結果なんです。

委員以外の議員が分からないことを聞く、ということはあるでしょうが、そもそも委員会に所属してる議員が、否決されたご自分の調査申し出について、それも議場で自分の意見に誘導するような質問をされるのは、議決機関の構成員として、有り得ないことだと思われま

す。半数を超える賛成があれば、全会一致じゃなくても全体の意思とみなすという、過半数議決の法則にも従っておりません。

なお、会議規則においても、発言内容の制限があり、第47条第3項に、議員は、質疑にあたっては、自己の意見を述べることはできないと規定されていることを、念のため申し述べておきます。

このとき、会議録を見たらわかりますけれども、議長も注意をしておられるんですけれども、議決機関の構成員が、議決のためのルールを守らないというのは、ちょっと非難されるべきなんじゃないかなと思います。

続きましては、令和3年7月29日、個人情報の目的外使用から、ちょっとここは連続する1件です。

田中議員が8月5日に予定されていた、全員協議会の後、災害対策特別委員会所掌の事務について、議員の勉強会を開くので、第1委員会室を使いたいということで、これは事務局の方で予約をいたしました。

すると、次に勉強会について、全議員に通知をしろ、ということでしたので、こちらはお断りをしました。

事務局で持っております議員の個人情報は、公的な議会活動の連絡のために事務局が収集しているものですので、議員個人が主催する勉強会では、目的外利用になるからという理由を、説明いたしました。

田中議員は、それなら議員のメールアドレスを教えろ、ということでしたんですけれども、それこそ個人情報の流出に当たるのでできませんよと。公開されている電話番号なんかで、電話連絡されたらどうですかっていうことを言いましたところ、議員に役立つ勉強会を邪魔するんか、みたいな大きな声を出されました。

公的な議会活動のため、個人情報の提供を受けているので、それ以外の目的では使用できないのですよ、と繰り返し、個人情報ですからね、と説明をいたしましたが、事務局が邪魔する、みたいなことでしたので、できることと、できないことがあるので、事務局ができることだから、委員会室は使えるようにしました、と申し上げたところ、当たり前じゃ、ということで、そんならお前、委員会室も使わさんつもりか、っていうような、言ってもないことまで言われまして、なお大きな声を出されておりました。

個人情報の保護について理解をしていただけない議員さんがおられる、ということをちょっと感じたところです。

この後は、9月に定例議会がありましてちょっと時系列に沿っていますんで、ちょっと飛びますけれども、1年交代が申し合わせてある副議長が辞任して、議長選挙が9月の定例会で行われました。

資料65ページ、9月22日の会議録の一部です。

また、正副議長の任期の申し合わせが、先ほど資料33ページの下側にありますので参考にさせてください。

ここで議長は、議長任期の申し合わせを準用し、選挙の宣告前に任期を1年とする、発議をされたんですけれども、ここで田中議員から異議が出ます。

田中議員は、本会議の場で、副議長の1年交代を議決することを反対しています。

理由は、自治法で4年と決まっているものを議決するべきではありません、ということで、根拠として、その議会では所信表明会を開いて投票を行っている、というようなことを述べられて、他で決まったことを中で、わざわざ持ち込んで所信表明会をしない、こういう例はほかに例がない、ということで。

根拠として、全国町村議長会の事務局に問い合わせたところ、えっと驚いて、府中は議決しちゃったんですか、議決事項じゃないでしょ。そんなの例がない、聞いたことがないというような感想を述べられた。法定は4年ですよと、くれぐれも言われた、ということで、議長の提案には反対ということで挙手採決となっております。

ここで指摘しておきたいのは、この年の1月21日の議会運営委員会で正副議長選挙の所信表明会の開催は否決をされております。

田中議員は議会運営委員会の委員で、なおかつ、資料35ページにありますけれども、この調査申出をされた、ご本人でいらっしゃいますので、このことは承知されているはずですが、はっきり正面からではないんですけれども、所信表明会もない1年交代の選挙に反対という、反対の立場を表明されておられます。

議会の議決事件には、団体意思決定事件と、機関意思決定事件があるというのは、先ほど31ページの資料で説明いたしましたけれども、当該自治体の意思決定として、法的効果を持つものとして、自治法第96条第1項には、必ず議決が必要なものを限定的に規定し、第2項に、自治体は、条例で、議決が、議会が議決するものを決めることができると規定をしております。

田中議員が全国町村議長会で聞かれたのはこの第96条第1項のことだと思います。

先ほどちょっと触れましたが、31ページ。

ごめんなさい、また戻るんですけども、31ページの資料の2、機関意思決定事件には、それ以外の府中町議会の意思を決定する議決の例を、自治法と会議規則に載せられているものを、ほんの一部なんですけども、掲げております。

これは議会の意思決定ですから多種多様なものになります。

で、この9月定例会の副議長選挙の時の任期の議決は、申し合わせに基づく府中町議会の機関意思決定ですので、田中委員がこのようなご意見を述べられたところではありますけれども、任期の議決は別に問題ないんじゃないかなと思います。

全国町村議長会は、団体意思決定だけのことを、問題にしていると思われまので、こういうことは直接事務局にご相談いただけたらな、と残念な思いもあります。

続いて、令和3年9月27日、要望メールの転送拒否、です。

これは、次の10月4日の欄と連続の内容と思われま。

まず、9月27日です。

この前日あたり、事務局に届いた電子メールで、これは太陽光発電に関する内容のもだったと覚えているんですけども、全議員の方にご紹介くださいということだったので、全議員へ電子メールで転送したところ、田中議員が事務局にこられました。

で、こんな内容の電子メールはいらないから、内容については事務局で判断してこんなものを転送するなということでした。

事務局としては、これまで外部から来た要望については、電子メールに限らず、各議員のお耳に届くように処理をしていて、それは会議規則に定める陳情書の書類にも準じているので、できる限りこのような、これまでどおりの対応をしたいと申しあげました。

が、田中議員は、このような名前しかないような、実在するかしないかわからない人物からの電子メールを転送するなと、重ねてのお話で、取り扱いとしては、ある議員には情報が届いて、同じ情報が他の議員には行かないというのは、議員平等の原則上、不都合な話なので、田中議員がいらないと言われるのなら、それを議員ご自身で判断していただきたいとお願いをしました。

で、田中議員は、先日自分が開催した議員の勉強会のときは、全議員へ連絡するよう言ったのに、それはできんと言って、こんな、誰が出したかもわからんような電子メールは、事務局が内容確認してから転送せえ、こんなもんいらん、というようなことでした。

ご自分の政治活動や議員活動については、事務局は関わりませんが、こういった陳情については、町の情報を得るものとして、確認したい議員さんもおられますので、また会議規則でも取り扱いを定めているので、取り扱いは違うんですよと申しあげたんですけども、事務局がそういう態度のようなら、こっちにも考えがあると言って、事務局を出て行かれました。

この日、要求された話は、10月4日にもありました。

事務局にこられて、同じように、議員勉強会の通知を事務局が拒否したのはおかしい。名前だけの訳の分からんメールを転送するのはおかしい、という話でした。

この日も1時間以上主張されまして、しまいには、実在する暴力団の組の名前を挙げ、何とか組から要望が来たらどうするか、と聞かれるので、同じように転送しますと答えたところ、何度も聞き直しをされた上で、便宜を図れ、というようなことを強い口調で繰り返して、事務局を出て行かれました。

この部分は田中議員の説明書によると、たとえ、何とか会からのメールでも、外部依頼には便宜を図ると強調した、と事務局側から暴力団のメールでも転送する、と言いつつ出したかのように表現がしてありますけれども、それは違いますよと言いたかった

んですが、前回の審査会で川上議員から聞いていただきまして、田中議員が言い出したこと、ということは、ご自身が説明されましたので、そこは事務局からではないですよというのは強調しておきたいと思います。

なお、要望メールの取り扱いの件ですが、資料67ページにありますけれども、会議規則第82条、議長は陳情書またはこれに類するもので、内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

地方自治法は、第124条に、普通地方公共団体の議会に請願しようとするものは、委員の紹介により請願書を提出しなければならない。

で、日本国憲法第16条は、何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令または規則の制定、廃止、または改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇を受けない、と規定していて、憲法上の権利を実現するための規定と、これまで町議会では、受けとめておりました。

平穩にというのが前提ですけれども、平穩に受け付けた陳情等は、事務局はできるだけ各議員のもとに届けるようにし、それに議員が紹介したいと言われるようなものがあればいいなと思っておりましたし、それを嫌がる議員さんもいらっしゃいませんでしたので、このような法律等がありますので、実現するために、各議員へ配っておりましたが、いらんと言われたり、条件厳しくせいか、暴力団ならどうか、事務局に来て言われたのは田中議員が初めて、ちょっと困惑をいたしました。

で、議長はじめ他の議員さんからはやめんでいいよということでしたので、プリントアウトして、配ることを続けております。

続いて10月7日なんですが、これにつきましては、田中議員が議長に提出して、各議員に配布した資料をつけております。

68ページです。

田中議員の説明では、事務局無関係とのことですので、こちらも付け加えて説明することはございません。

皆さんが資料により判断をしていただきたいと思います。

また、この件に関し、田中議員は後日、次のようなお願いを議長に提出されましたので、併せて資料として提供しています。

69ページ、70ページです。

このお願いの中で、災害対策特別委員会の開催時期について言及されておられますので、もう1件、資料71ページをつけております。

この年の8月の総務文教委員会の会議録の町長報告の災害の部分です。

これは、町長の報告のそのままではない、ちょっと省略はしてますけれども、ほぼそのままです。内容については、そのままです。

この年の7月8月はかなりの大雨が、被害が連続して発生していたことがわかります。

7月、最初の大雨でみくまり峡の林道が2ヶ所で、通行できないような状態ということだったということ。あと、建設部は、実際に災害対応をしていて、その災害対策

特別委員会の委員長はそれで納得をされたことであつたのに、なぜ事務局がこのような形で非難されるのかちよつとわからないんです。

で、田中委員はその後12月13日付で、同じくお願いを議長に提出しています。資料は72ページです。

内容の1、丁寧な議事運営を、ですが、これは5月の議会運営委員会の決定の蒸し返しであつたり、先ほど説明しましたが、議会運営要綱の規定とは違うことを要求したりされておられます。

2、議員全員に係る問題は、全協等で説明し、一定の理解を得るようになりますが、議会費の予算要求は、全員協議会があれば、そこで説明はしますけども、議題としての説明ではなく、全員協議会がなければ、12月定例会前の各常任委員会の終了後に説明をしています。

集まる機会があればそこで説明をするだけという形です。

議案賛否一覧の公表は、議会広報の編集ということで、議会報特別委員会の調査事項として、これを議決していますので、決定は議会報特別委員会で行い、内容の説明を、全員協議会等で説明していますが、決定はあくまで議会報特別委員会で行うことができます。

で、委員会で、全員協議会でも意見を聞こうじゃないか、みたいな決定があれば、それに従えば良いと思っております。

ついでに、本当ついでになんですが、申し添えますが、議案賛否一覧表の公表につきましては、二見委員のイニシアチブで実現したものであります。

あと、事務局の部分は、これはもう触れませんので、これは議長の指示に従います。

4、議長としての役割の一層の自覚を、ですが、これは議員平等の原則、公平性を心がけ、嫌な議員、これは誰のことかわかりませんが、を含めた議員の代表であるので、田中議員ヘルールを守っていただこうとしていることの結果であると、事務局からは見えます。

続いて、最後、田中議員の文書です。

抗議とお願い、ということで、2022年、令和4年の2月10日の文書です。

この日、全員協議会があつたのですが、これに対する抗議のようです。

73ページです。

倫理条例の申し合わせの一部改正についての審議で、田中の反対論があるにもかかわらず、異議なしとして簡易採決してしまいましたとのことですが、同日の議会運営、全員協議会の会議録の一部を資料として、75ページにつけておりますので、ご覧ください。

議長は、第5項、申し合わせについて、を宣告し、ご意見や質疑を募りました。

これに対し、田中議員が発言を求めています。

議長は、田中議員が議会運営委員会の委員であることを指摘し、質問するのかと確認しておりますけれども、田中議員は委員であることを述べた上で発言を求めています。

議長は、なるべくできるだけ避けていただきたい、と述べておられますが、さらに、田中議員が発言を求めています。

議長が質問されますか、と確認したところ、だから手を挙げている、というような返事でありましてけれども、全員協議会の中で、少なくとも他の議員がこういうことを言うのを聞いたことはありません。

発言の内容は、要するに、この前の年の2月の全員協議会と、5月の議会運営委員会の議論、これは資料、52ページでしたか、で説明しました内容の蒸し返しで、議会運営委員会は、地方自治法または会議規則に反する議会運営はなかった、と結論しているにもかかわらず、その決定を覆そうとし、委員会の決定にも従おうとしておられません。

なお、少しご説明がいるかと思うんですけれども、このときには、前の年の2月に成立した申し合わせを、もう一度審議しているのではなくて、その中身のハラスメント要綱の改正がありましたので、その改正に合わせて、申し合わせを一部改正しようということを審議しております。

田中議員のところですけども、ルール無視されておるということで、当然、議長は、本件の申し合わせは、すでに成立しており、今回審議している一部改正の議論ではないということで、田中議員の質疑を認めませんでした。

これについて田中議員が抗議をしているということです。

議長としての、議事整理権を逸脱、濫用した暴挙。民主国家の議会の議長としてあるまじき情けない行為、府中町議会の権威と品位をおとしめる行為として、強く抗議します、ということですが、いつまでも委員会の決定を受け入れられない方と、どちらが抗議されるべきか、ちょっとこれは大変疑問に思います。

審査請求書の同会の規定、は先ほど録音を流しましたので、続いて令和4年4月1日、西山副議長に対する発言です。

ここからにつきましては、一連のことがありますので連続して説明をいたします。

資料の78ページ、79ページをご覧ください。

令和4年3月定例会の会議録の一部です。

開会して諸報告に入り、委員長報告が始まります。

それで、議会運営委員会委員長が報告した後、議長が監査委員報告を求めます。

で、監査委員が名乗りまして、発言しようとしたところの前後に、発言する者ありと記載されております。

これが、田中議員の議事進行の要求だった、ということらしいんです。

しかしちょっと会議録を見ればわかりますが、実はこのとき議長が、次第書の読み間違いをされておられまして、監査委員の報告は、実は議会報特別委員会委員長の報告の後だったので、監査委員が演壇に行こうとしてすでに歩いておられたのを、もう

慌てて制止して、正しい順に発言をさせようというところだ、というのはこの会議録の中でもわかると思います。

で、多分その都合だと思えるんですけども、議事進行を認められませんでした。

資料を80ページにつけていますけども、議員必携によりますと、議事進行の発言とは、議事進行上の問題について、議長に対し質疑や注意、または希望を述べるための発言である。例えば、議長の議事進行についてお尋ねしたい。何とかについて何とかであるがどういうわけか、ですとか、本案の審議のため、必要があるので、教育委員長の出席を求められたい、というようなもので、議事進行の発言であることを述べて、発言の許可を求めるものである、と記載してあります。

つまり、議員にできるのは、議長に発言の許可を求めるところまでです。

その下に会議規則をつけていますが、会議規則ではすべての発言を、議長の許可を得てするものと規定していますので、これに沿った記述だと思います。

これに対し、田中議員は、議長権限の濫用だとして、この後の休憩時間でもいろいろおっしゃっていらっしゃいました。

事務局員も、これ発言なんで議長の権限ですよ、と説明するんですけども、田中議員、怒っていらっしゃったと思うんですけども、大変怒っていらっしゃった感じがしました。

で、事務局員とすれば、ちょっとした事故のようなもので説明すればわかってもらえるんじゃないかな、ぐらいに思っていましたけれども、この日の日付で田中議員は、議会質疑を盛り上げよう、抗議と申し入れ、という文章を提出されておりますので、81ページ82ページにつけております。

なお、82ページにありますように、こちらは田中議員が議長の自宅に持って行かれたものようです。

3月定例会で、諸報告への質疑が取りやめとなったことについて、決定責任は議長にあります。

正当な議事進行発言を、内容も確かめなかったのは、議事整理権の濫用とのことです。

この3月定例会で、諸報告の質疑が取り止めになったのは、議長の諮問に対して、議会運営委員会が可決したからで、先ほどのこの定例会の会議録の中でも、議会運営委員会の委員長が報告をしています。

申し合わせでもない、慣例に属するようなことでもありますので、議長に決定権があるところ、議会運営委員会へ諮問をしておりますので、手続きも間違っていないと思うんですが、議会運営委員会委員の田中議員がその決定に従おうとしていないのじゃないかな、というのはこの文章でもわかるかなと思います。

また、議事進行の発言は、先ほどの資料のとおり、議長の許可を得て行うべきもので、この案件は議長がちょっとタイミングを失っていたようなので、それでは後から出します、とかでもいいようなものなんですけれども、いきなり大きな声で抗議されてきたので、ちょっと驚きました。

で、田中議員が議長に抗議している際に、事務局員が、議長権限ですと言ったのは事実なんですけども、何かこう悪いことをしたように書いておられますけれども、まさにこれは、議長権限としか言いようがないということです。

議事整理権を持ち出すまでもなく、会議規則上、議長は発言の許可を出す立場にありますので、許可が出なければ、当然発言はできません。

田中議員は遵守すべきと思っております。

議論の活性化を目指そうと、議長に対して、意に添わぬ発言の議員がいても、それを含めた議会の代表が、議長です、とのことですが、議長の議事進行が自分の意に添わなかったからかどうかはわかりませんが、このような会議規則を無視しろ、と言わんばかりの、抗議をしているのは、これは田中議員です。

なお、この際事務局員が、何の議事進行を出そうとしたんですか、とお伺いしましたけれども、これは教えていただけませんでした。

令和4年、8月29日の、政務活動費条例の改正についてですが、その日は総務文教委員会で、傍聴していた田中議員が、委員会終了後に、事務局に大きな声を出して入ってきて、あんたおかしいじゃろ、政務活動費条例を町長提出するのはおかしいと、大きな声で言われ始めました。

で、最初は何のことやらわからなかったんですけども、この前に行われていた議会運営委員会で、自分は反対したから、全会一致ではないはずなのに、議案を提出するのはおかしいという主張のようでした。

議会運営委員会で全会一致を得ようとするときは、まず採決せずに反対の委員がいるかどうかを確かめて、反対があればそのまま採決せずに終わる。

採決したら、当然多数決で、この場合も多数決で可決されたのだ、ということは、説明しても分かっていたいただけませんでした。

この議案が、町長提出となるのがおかしい、お前は異常だ、などと言われるので、議会運営委員会の資料をお見せして、議会運営委員会資料では、町長に提出してもらうと説明してますよ、と言っても駄目でした。

で、このお見せした資料については83ページにお付けしておりますので、ご覧になってください。

条例の改正について、この時の議会運営委員会で了承を得たら、町長へ議案提出を依頼。で、全議員への説明は、議運で決定したら、全員協議会があればそこで説明するか、全協がなければ、9月定例会前の常任委員会の協議会事項で説明する、と記載をしております。

で、議会運営委員会で否決されたと誤解されて、町長部局へ迂回して、議案提出をした、というようなお疑いのようなのでした。これまでの政務活動費条例は制定から改正まで全部、町長の提出議案であって、議会が出したことはないんですよ、理由については、過去に説明された経緯、内容までは分らないのですが、多分、政務活動費が補助金の支給であることから、町長の執行権の範囲なんでそうしていると思われまますよ、と説明しましたが、納得はされないようでした。

翌日は厚生委員会で、協議会の中で事務局員が説明しましたが、前日の田中委員と同じ理由で、議案提出を止めようとする委員がおられ、この方も田中議員と同じ議会運営委員会の委員の方で、驚きました。

議案を出すなということでしたが、議会運営委員会で可決したものを、説明者ではない事務局員が、出しません、というわけにはいきませんので、説得に苦勞をいたしました。

田中議員と同じく、執行部、総務課の法務チェックを受けていないなどと言われましたときに、その場にいらっしゃった総務課長に急遽、法制の意見を聞いていただいたところ、この改正条例案は間違っていないということで、事務局員としては、当然間違っていないと考えておりましたけれども、動いていただきました総務課の方々には感謝をしております。

なお、田中議員の説明では、町長が、そんならわしゃ出さんで、と言ったと記述がありますが、これは本当におっしゃいましたが、委員が言われるようなことを、町長が疑問を感じてというわけではなく、議会運営委員会の決定を受けて、町長へ提出した議案を、当の議会運営委員会の委員が、議案を出すなという議論を、執行部のいる協議会でされるので、見るに見かねて町長がこうおっしゃったものだと思っております。

町長はそれまで何もおっしゃっていませんでしたが、委員長に発言を求められ、当然ですけども、そんならわしゃ出さんで、というようなご意見を述べられたので、ちょっと大騒ぎだった協議会が、それで収まったということがありました。

その後、休憩中に実は佐藤町長は、事務局員のそばにこられて、あれでよかったんじゃろ、というふうにおっしゃったので、事務局員は、助かりました、ありがとうございました、と申し上げたことは、これは田中議員はご存知ないと思いますが。ここは本当をいいますと、町長の腹芸なんですけども、事務局を助け、事務局員もそれを理解していたという場面で、議会事務局員が、議会運営委員会の決定を議会運営委員会の委員に妨げられて、町長に助けられるという、まあ混乱の極みですよ。というような話でした。

念のため、条例の附則は、制定や改正があるたびにその日付が溶け込み残っておりますので、府中町議会町政調査研究グループに対する政務活動費の交付に関する条例の附則に制定改正を通じて、どこが提出した議案かを記入して、資料84ページに載せております。

1回、町長専決処分があっただけで、これを含めて、すべて町長が、執行部が出しております。

事務局としては、これに倣いまして、町長部局に議案の提出をお願いしており、議会運営委員会でもそのように報告をしております。

~~~~~〇~~~~~

○力山 委員長

はい。

事務局員、ここでもう少しではあるんですが、昼になりましたんで、休憩を入れたいと思います。

再開は、13時からとします。

休憩。

<休憩 午後0時2分>

<再開 午後1時00分>

○カ山 委員長

休憩中の審査会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○カ山 委員長

事務局員、続きを。

説明をお願いします。

○事務局員

はい、事務局員です。

では続きの説明をさせていただきます。

この後、令和4年9月定例会の最終日の9月21日に、府中町議会の申し合わせに従い、正副議長選挙を行いました。

この日の前、前日に、資料85ページ、86ページのような、議案と書かれた文章を、田中議員が議長へ提出されました。

令和2年の初議会と同じような内容です。

賛同者は、3名です。

今回は、議長もいらっしゃって、田中議員は議会運営委員会の委員ですので、当然、初議会とは、状況が異なります。

議長は、会議規則や議事運営に関する要綱に規定もあるところ、なぜ事前に議会運営委員会へ提出されなかったのか。また、田中議員が所属する議会運営委員会は、議長選挙の所信表明会について、否決されているが、それに従わないのかということを知りました。

この根拠は、資料30ページをすでに見ていただいております。

また、念のため、資料34ページにある、田中議員が提出した調査申出の一覧等が、どのような審議結果だったのかという、審議結果の一覧表を資料の87ページからつけておりますので、参考になさってください。

これに対し、田中議員は、自治法上、議員の権限があるのだから、議長は受け取らなければならない、議事日程に掲載して審議するよう言われて、帰られました。

議長は、副議長と、議会運営委員長と、事務局員を呼ばれて、協議をしたと思います。

これは初議会のときも同様でしたが、慎重に法令により判断をいたしました。

田中議員が提出した議案、８５、８６ページと、資料３０ページを参考にしてください。

田中議員は、地方自治法第１１２条に基づき、と記載していますが、行政実例では、この規定に基づく議案には、機関の意思の決定は含まないと、明確に規定をしています。

続いて、会議規則です。

会議規則では、法第１１２条第２項の規定によるものについては、所定の賛成者、その他のものについては、１人以上の賛成者と、二つを明確に、分けて規定しています。

自治法上の議員提出議案とならないのなら、ここにある、その他のものになるのですが、それは何かといいますと、代表的なものは文章で出された動議になります。

再度、田中議員の出された議案８５、８６ページを見てください。

これは、初議会のときも同じ検討をしたのですけれども、田中議員の議案には、よく見てみますと、議案の案の部分がないんです。

で、８６ページ一番上が、議案と書かれた題名です。

次に根拠法令が示してあります。

日付があって、提案者と賛同者の署名があります。

その次が提案理由です。

議案に一番必要な、この議案を可決した時にその結果、一切の手を加えることなく、こうなりますよという、議員全員が納得できるような、議案の内容を説明する案の部分が全くありません。

で、議長はじめ一同は、それではどうするのかということを検討しました。

書かれている議案から類推するしかないのですけれども、議案とか議題ですよ。

で、議題にはどう書かれているか、議長選挙前に、本会議を休憩し、所信表明会を開くよう求める。

と書いてあります。

このうち、所信表明会を開くよう求める、に関しましては、これは議会の意思決定になりますので、通常は、決議案の分類に入ると思うのですけれども、府中町議会が府中町議会に対して求める決議をすることは、ありえません。

従ってこれは決議案ではありません。

残るは休憩だけということになります。

で、この議案と書かれた文章は、文書で提出された休憩の動議、として扱うことになりました。

で、休憩の動議であれば、文書で書かれなくても出せますので、要綱の規定にも違反していないわけではないのですけれども、容認できるだろう、という田中議員寄りの結論に達しました。

ただし、動議なので議事日程には最初からは載せられません。

ここまでが２０日の話です。

で、翌21日、議席に配付してあった議事日程に、自分が提出した議案がないことを知った議員が議長室に来て、いわゆる大きな声を出されたということです。

動議で扱いますよという説明をするんですけども、聞き入れていただけないと。

民主主義ですとか、議員の権限ですとか、いろいろ騒がれておられたと思います。

で、次の89ページからなんですけれども、この1月21日の会議録の一部を資料につけています。

89ページから、議案、または、動議を文書で出されているので、日程に追加するかどうかを諮ったところ、否決されました。

これについて、田中議員が持論を展開されていますが、これにつきましては、議長側の説明は先ほどさせていただいたとおりです。

田中議員も、行政実例を例にとられまして、A、案を備え、賛成者の署名がある、議案が提出された以上、可決か否決かの2途による他ないとのことですが、そもそも、自治法第112条では、説明しましたように、この議案は、議員提出が認められていませんで、議案と議員が書きさえすれば、何でも議案になるわけではありませんし、また、追加日程の表決にご不満があるような感じなんですけれども、それでも議案と書かれてるんだから、日程に追加するべきかどうかを一応図ろうということで、追加日程を諮ったのであって、これをしなかったら、本当に休憩を求めるだけの文章で出された動議ということになります。

もちろん、ルール上それでも何の問題もないんですけども、ちょっとルールを曲げてそういうふうに取り扱ったということでございます。

なお、この件につきましては、田中議員が発行する田中伸武後援会だより、府中愛新聞では、不当な議題外し、議長選改革見送りという記事になっているようです。

ここまで前回の審査会で、田中議員は、二見議員のこの審査会でのご説明やマスコミのインタビューで、議会のルールを含めた法令違反やハラスメントや強要など、一切していないというご出張と理解してよろしいですか、間違いありませんか、という質問に対し、はい、とお答えになりましたので、事務局員に、議会のルール遵守について疑義がある事項を挙げて、ご意見を述べさせていただきました。

ここで、資料の最後に添付しましたが、議員職員のための議会運営の実際という、自治日報社というところが発行の書籍、これは議会実務の参考書として広く使われているもので、議員と助言者の対話形式で記述がしてあるものです。

その14巻なんですけど、第53章の3、議事事務、という項があって、この場にふさわしいと思いますので、読み上げさせていただきます。

議員。

議会事務局員が議会運営で積極的に意見を述べるときは。

助言者。

議会は議員で構成されますので、発言は議員が行い、答弁は、主に執行機関が行います。議会事務局職員は、議長、委員長、議員を支えている立場にいますので、助言

するだけです。この助言も議長、委員長、議員の地位や発言権を制約しない範囲で、控えめに行うものです。

しかしながら、議会の運営が法令に反するとき、先例や議会運営委員会決定に反するとき、明快に違法性の理由を述べ、また、先例や議会運営委員会決定違反のときは、議会運営委員会で協議しなければならないことを積極的に助言します。

この時期を失しますと、議事が進行し、後戻りすることの協議に長時間要することになりますので、事務局は、議会の大勢に押され、違法性に目をつぶるのではなく、議会が適法性の中で、または妥当性の中で運営されるよう、積極的に助言する義務があります。

議員。

議員への助言はどうあるべきか。

助言者。

事務局は、議会や議員を補助する立場にありますので、十分助言すべきです。議会議員の意見とは異なる助言をするときは勇気が要るものです。議員の言動が、違法ではないが適当ではない場合に、助言することは、同意や了承をえられないことを予想し、気乗りがしないものです。

この意味で、事務局職員には、一般に言われるような言論の自由が保障されていません。しかし、議会全体、議員全体のマイナス評価に繋がるような問題であるときは、勇気を持って助言すべきです。助言しなかったために、適当でないことが堂々と通用するだけでなく、事務局の後輩職員にもツケを残すことになるからです。

事務局は、議会の補助機関ですが、常々、議会全体、議員全体に対する評価、批判、地位向上、また、事務局への影響を考慮して助言すべきです。

一時的には、特定の議員との関係が悪くなっても、このような使命を意識するならば、イエスマンになったり、いい加減な妥協はできないはずですが、話せば分かるのが、議員であることを前提として、根気よく説明し、了解を求めるならば、助言の意図を理解してもらえるはずですが。

この文章は、やや理想主義的な面はありますがけれども、議会事務局員の心得を表現するのに最適で、これまで事務局員が説明してきた、田中議員に対する対応がどのような理由で行われたかを理解していただけたと思います。

しかしながら、田中議員の説明資料では、話せばわかるのが、議員であることを前提として、説明する事務局は、圧力を受け続けるだけです。

田中議員は、粘り強く表現するだけですが、聞いていただきましたけども録音のような、議論と称するような圧迫を何時間も続けられると、違法とわかりながら対応してしまったり、例えば病気になったりしたら、実際病気になった職員はいるんですけども、田中議員はどのように責任をとるつもりなのかは、ちょっと、こちらでも分からないところです。

で、先ほど田中議員が、議会運営に対し、二つのキーワードを発しておられると申し上げました。

一つは、熟議です。

例で言いますと、すでに指摘しましたが、令和3年5月31日の議会運営委員会に、田中議員が提出した資料、これは52ページなんですけども、の上の方。

説明文の上から3行目に、民主主義の基本である熟議が否定された議事進行と、かなり重大な印象で書いてあります。

これに対し、その下に、図で書いてあります、提案説明で矢印があつて質疑、矢印があつて討論、矢印があつて採決、これについては、現行このようにしておりますので、理解ができます。

なお、53ページの②にも、熟議の民主主義と書いておられます。

この熟議という言葉に対して、これに関して、田中議員は、具体的に内容を示したことがありません。

何が熟議なのか、どうすれば、熟議となるのかのルールを説明しないまま、議会の中で、議会は熟議と主張しておられます。

先ほどの提案説明、質疑、討論、採決の現行ルールどおりに議事進行しても、熟議が足りないなどと発言をされておられます。

今回、来年度予算の議会費で、議員の皆さんにタブレットを導入し、議員さんが使えるようにしようとしています、この説明を、総務文教委員会が終わった後、各委員に、来年度予算の説明を事務局がしたときに、田中議員は総務文教の委員さんでいらっしやいまして、その時の議会運営委員会の議論、議会運営委員会で予算を決めたときに、田中議員は傍聴されとったんで、ご存知だったんですけども、この議論に対して、議会運営委員会の議論に対し、自分が過去に、議会運営委員会へ、デジタル機器の活用として調査申し出をしたが、その時の自分の主張が踏まえられていない、熟議が足りない、というような主張をされ、そういう使い方をされておるといことです。

で、田中議員のこのときの調査申出は、3、資料の38ページにつけておりますけれども、38ページなんです、令和2年の調査申出書で主張された、全員が一気に活用できるまで待つのではなく、希望者が個人の機器を活用することから始め、段階的な普及を図るのも一つの手法というのが、令和5年の議会運営委員会で言及されなかったから、熟議が足りないというようなニュアンスでおっしゃったということは総務文教委員会の委員さんの中では覚えている方もいらっしやると思います。

ただ、この令和2年の調査申出の審議では、先ほどの主張の面に関しては、個人個人がデジタル機器を町のシステムに接続することは、セキュリティ上大変危険で、禁止されているのでできない、ということで否決された内容です。

にもかかわらずそれを踏まえないと、熟議ではないというのは、ちょっと意味が分かりにくいと思います。

当時、田中議員が、議会運営委員会へ提出した調査申出の審議結果の一覧は、先ほど紹介しましたが、87ページにお付けしていますので、どういうふうになったかっていうのは、それで見いただくこともできます。

で、議会は熟議という共通概念が、何となく議員間で成立してしまうのは、議決機関である議会にとって危険なことだと思います。

と、もう一つが、全会一致の原則です。

田中議員は、もともと議会の申し合わせについて、法や規則で決まっていなかったものとして、否定的なご意見でした。

資料33ページは、これも説明したんですけれども、田中議員が、否定的なご意見の調査申出を出された対象の申し合わせ等です。

ただ、最近では、これは審査の申出書の方ですけども、令和5年9月8日の記事のように、全会一致原則の主張とあるように、別に文書で残されているわけでもない、事務局では、全会一致をすることがある、程度の認識でしかないものを原則があると言われて、折に触れて、これも粘り強く主張されておられます。

さらにはその前、令和4年8月29日の記事の内容では、議会運営委員会は、全会一致と誤解している可能性を指摘しております。

田中議員は今後、議会で議員間の議論を主張すると思われそうですが、その議論は、自分でも書かれておられるとおりの粘り強いものです。

でないと、どんなに委員会で否定されても、同じことを何度も何度も議員や事務局に主張されたりはしないと思います。

先ほどのタブレットの話も同じですが、2年前に否決された内容を、議論に載せなかったということで、熟議がされてないなどと発言する理由としては、そういう方だから、と思うのが合理的かなと思います。

粘り強く話す、これは田中議員の表現です。ただし他の議員が感じる印象が違ふと思います。

さらにそれに、全会一致原則を主張しておられる。自治法上多数決議決が基本、と事務局が行っても納得されません。

ということは、議会には熟議が必要で、全会一致が基本ということ、当初無理に見えても、職員の力を信じて粘り強く話しているのだから、パワハラではない、ということ言う議員さんが主張しておられる。

これは、審査会の皆様だけではなく、田中議員以外の議員の皆様にしておきたいのですけれども、現在、田中議員が事務局員に対して行っておられる行為は、今後、特に意見を異にする場合、議員同士に拡大してくると思われそうです。

そのときに、ルールのない熟議と、全会一致が必要となっていれば、これは議決機関としての、府中町議会や、民主主義にとって大変危険なことだと思います。

事務局員は審査会に対する意見としてそのことを指摘しておきたいと思います。

以上です。

○力山 委員長

はい。

ありがとうございました。

それでは、事務局に質問がある委員は挙手をお願いいたします。

いらっしゃいませんか。

はい、児玉委員。

○児玉 委員

はい。児玉です。

るる説明をいただきまして、ありがとうございます。

今日の内容でいくとですね、いろんな意味で、ルールを逸脱して、自分の考えを押し通そうとする不当要求であるとか、人格否定の部分も見れました。

その中でですね、事務局として、今後ですね、田中議員にどうあって欲しいのか、ということについて、お聞きしたいと思います。

○力山 委員長

はい、事務局員。

○事務局員

事務局員です。

基本的には、議員さんですから、選挙で選ばれた議員さんですから、そういった行為をされるとき以外には、別に事務局でも普通に対応しております。

だから、例えば、議事録を見せて欲しいですとか、という時には、別に普通の他の議員と同じような対応しております。

そうじゃない時、その粘り強くのお話のところになるんですが、そういう時には問題が生じてきますので、それは、ぜひやめていただきたい。といいましょうか、指摘もさせていただきましても、本当に失礼なこととは思いますが、これは、議員さんが出した文書としてはちょっといかがなものかなと思われましますので、ぜひやめていただきたい。

そうですね。

あとは、ルールを守ることですよね。

そこは、ルールを理解した上で、ですから、他の議会がこうやっとな、いうのはそれは記者の方ということでしたので、知識はたくさん持っていらっしやると思うんですけども、よその議会がどうやっとなかは別に関係ないんです。

ですから、議会は自律権がありますので、府中町議会のルールを理解していただきたい、というのがあつた。

で、ルールっていうのはですね、守ってこそルールで、守らなくっていいんだつたら、ルールを守る方が絶対に不利なんです。

だから、議長がいて、主宰する権限があつた。ルールを守つた方が馬鹿を見るんなら、誰もルールを守る人がいなくなります。そこが問題なんです。

というところ、ご理解いただければなと思つた。

以上です。

○力山 委員長

他に質問ございますか。

山口委員。

○山口 委員

13ページから始まる、田中議員の録音テープの内容で、内容のことはいいと思うんですが、例えば言葉じりだったり、ちょっと、事務局職員が答えられないことをです、ね、長々と、威圧的な口調だったりして、長い時間やられてたと思うんですが。

こういう時って、事務局の方ってどういう思いでその時間を、過ごされてますか。答えられる範囲でお答えください。

○力山 委員長

事務局員。

○事務局員

事務局員です。

それを言われとる録音でありましたように、この答えてる者もおるんですけども、それ以外の者も、こういう暴言を、曝されとる職員もそばにいます。

ですから、そういう職員もパワハラにあつとるんです。

失礼、パワハラに似た行為を受けとるんです。

ですから、その事は、大変、この事務局の中で仕事をしている者としては、問題と認めていますし、また議長には、そのことを解決するような方策をとっていただきたいと思っております。

実際に受けとる者なんですけども、録音にも田中議員の主張したこと、ですからずっとバーッと言つとるわけじゃないんです。時々、笑いながら、時々怒りながら、人格否定に繋がるような発言をされながらということで、主張をされて、それも長時間主張をされてきます。

これは、本当に感想なんですけども、これは洗脳の手法だと思っております。

洗脳されてきとるなと思うことが、洗脳を阻止する唯一の方法だということも知っています。だから、これは洗脳だなどと思って、その時間を過ごしています。

以上です。

○力山 委員長

はい。

他に質問ございますか。

はい、西委員。

○西 委員

議長会のお話をですね、されて、それ事務局へ聞いても、私、どうしようもない話だと思ってるんですが、そういう時どう思われますかね。事務局で議長会のお話が通用するのか。僕らは通用しないと思うとるんですけど。そういう話がありましたよね。

どういう気持ちで話されましたかね。

○力山 委員長

はい、事務局員。

○事務局員

はい。

山口委員と同じような、録音の場面のことをおっしゃっておられるんだと思うんですけども、この文書、ですから資料の12ページにあるような、議員研修の開催についての通知を発出する時には、議長会と調整はしますけれども、それに基づいて職員の派遣、アドバイザーの派遣ができないです、とかいうような話に基づいて作成した文書で、議長名で出しておりまして、ここへ資料に、何か契印の半分がべたべたを押してあるような形になったんですけど、これは要するに、公印を押した跡なんですよ。

ですから、正式な文書として、発出しとる文書で、いろんなことを言われましても、誤字とか、説明しましたけど、誤字とか言われるんだったら、すいませんでしたってことになるんですが、ちょっと理解できないことについては理解できないなと言うしかない、ということです。

これが字の間違いだったとは、今でもちょっと申し訳ないんですけども、思っていないですよ。

というので、ちょっとどう言うんですかね、大変困ったな、という状況だったということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○カ山 委員長

他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○カ山 委員長

では、ないということなので、これで、日程第1項、審査会が出席を求めるものに対する意見等の聴取(1)を終わります。

~~~~~○~~~~~

○カ山 委員長

続きまして、2、日程第2、審査会が出席を求める者に対する意見等の聴取(2)に参ります。

次の出席者に着席を求めますのでしばらくお待ちください。

事務局員は退席してください。

(事務局員 退席)

(狩野議員 着席)

○カ山 委員長

はい。

審査会が出席を求めたのは狩野議員です。

狩野議員に説明しますが、審査会は、政治倫理条例第6条第4項の規定により出席を求め、意見もしくは事情を聴取し、または報告を求めています。

発言は委員長に従ってください。

なお、狩野議員は審査請求書の別紙2、令和3年11月19日の記載と、令和4年8月29日の記載に、お名前が出ていますので、これらを中心に、見聞きしたことを教えてください。

それでは、狩野議員の発言を、許可します。

よろしくをお願いします。

はい、狩野議員。

○狩野 議員

はい。

府中町議会議員の狩野でございます。

本日は、議会議員政治倫理審査会への出席を求められたため、出席をしております。

それでは、先ほどありました事務局での田中議員のやりとりについての説明をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

○力山 委員長

はい。よろしくをお願いします。

○狩野 議員

2年近く前で、ちょっと私の記憶もちょっと断片的ではございますが、覚えていることを説明させていただきますのでご了承ください。

まず、令和3年11月19日の場面ですね。

この後の説明にも関係しますので、ちょっと先に私から前段で説明させてもらうんですけど、ここで議会運営委員会終了後、午後になって西山副議長、狩野議員、山口議員、田中議員が来局、という言葉がありますが、私は議会運営委員会のメンバーではございません。たまたまこの日事務局に用事があって、来局したと。

そこで他の議員とたまたま居合わせたというところです。

最後に別個で説明するとき、ちょっと何でそういうことを言ったかというのがあるんで、メンバーじゃないということを申し伝えておきます。

確か私の記憶では、西山副議長、私、山口議員が部屋にいた時に後から田中議員が最後に入ってこられたと記憶しております。

入ってきて、すぐに事務局員Aに対してですね、資料は本当はないのかとか、何でないのかっていうのを繰り返しちょっと質問をされてました。

何回か質問があった後に、事務局員Aが1回部屋を出られまして、しばらくして、戻ってこられたと。

そしたら、ここにあるように事務局員Aにすぐ逃げると。その言葉っていうのはここに書いてあるけ言うたんですけども、何かそういうちょっと非難するような言葉を言われたのは、記憶にあります。

で、席に戻られた後も同じような、やはり資料がないのか、何でないのか、っていうのちょっと何回か繰り返すうちにだんだん語気が強くなっていったと思います。

で、私は何を話されてるのか、当然、議会運営委員会で、どういう内容で話されたか分からなかったんで、ちょっと縁でずっと、何を話されてるか、意味がちょっと分からずにとずっと横に立ってたんですけど。だんだん語気が強くなってきたんで、これちょっとまずいなと言う状況だったんで、田中議員と、事務局員Aの会話を遮るってというようなことも含めて、間に入るという意味もあって、ここで私は、書いてあるように、今の申し合わせが決まった時の状況を、なぜそうまで知りたいのですかっていう質問をしました。

というのは会話の間に入るということもありましたし、ずっと田中議員が一生懸命繰り返し聞かれた資料が、どうしてそこまで重要なものかっていうのを知りたかった、ということでそういう質問をしたの覚えております。

その前に多分事務局員Bが書庫を探したらどうですかっていうのも、おそらく私と同じような思いでだんだん語気が強くなってきたんで、ちょっとまずいと思って、そういう言葉を発せられたのかなと。

それは私の考えなんですけど、ちょっと同じようなタイミングで、事務局員Bも私も同じような対応をしたというところですよ。

最後の部分については、すぐ帰れ、っていう文言が書いてあるんですけど、これについてはちょっと申し訳ないですが、あまり記憶にはないので。特に、事務局員Bということだったんでしょう。これについては、説明っていうのは、ちょっと今はよく分からないというところで、了承ください。

次ですね、令和4年8月29日の状況ですね。

で、この時はですね、この午前中にあった総務文教委員会を、私は、多分、他の議員控え室で、おそらく別室で傍聴していたと記憶しています。

で、総務文教委員会が終わってもしばらく一緒に傍聴していた議員のひとと、ちょっといろいろな話をして、文教委員会が終わって、しばらくして私も退庁しようとして、廊下をエレベーターに向かって歩いてたと。

で、事務局の中を見たら、田中議員が、事務局員Aと何か話されてるというのを窓越しに確認しました。

で、その時にもうすでに事務局員の方からですね、田中議員が事務局のほうに来られて、声を荒げるとかですね、強い口調で意見を言う、詰問する、ちょっと長い時間、ずっと部屋におられるとか、それで困ってるという事も、耳に聞いてましたんで、ちょっとそういう状況になったら良くないな、ということで、部屋に入りました。

で、私も当然、何を話されてるかっていうのはちょっとよく理解できてなかったんで、私は話のやはり横の方で、その内容をずっとちょっと聞いてた状況です。そのときは、強い口調というよりは普通に先ほど録音でもありましたように、通常の会話っていうのを当然されてますから、そういうような状況だったと思います。

そうしているうちに木田議員が、また後から部屋に入ってこられました。

その時も多分、田中議員と事務局の方は、やはり意見をいろいろ言われていたんですけど、やはりだんだん会話が進むにつれて、だんだんやっぱり口調が、田中議員の口調が強くなっていきました。

で、だんだん強くなったことに対して、やはりこのとき、書いてありますけど木田議員が田中議員をなだめようとするという感じで、そういう感じで間に入ったというような状況です。

で、そのうちに、事務局員と田中議員の話題から、今度は木田議員と田中議員の話に変わっていったというのが、当時の状況です。

最後に、狩野議員が在局中に、田中議員は事務局に対し、あんたは異常じゃ、と何度も発言している、ということが書かれていますけど、正直田中議員が、その発言された言葉までは覚えてはいませんが、ただ、その居た時の状況で言えば、こういう言葉が発せられたとしても不思議ではない状況だったと記憶はしております。

以上2件、私からの状況の説明となります。

よろしく願いいたします。

○カ山 委員長

ありがとうございます。

それでは狩野委員の発言に対する質問がある方。

はい、木田委員。

○木田 委員

すいません、木田です。

質問させてもらいます。

朝早くからご苦労さまです。

私の名前も出たんで、その件での質問ですけど、狩野議員言われたとおり、そういう流れだったと私も記憶してます。

で、あまりにも、事務局員に対しての言動がひどかったんで、割って入ったと思います。

で、今度は私と田中議員が、口論のようになり、ちょっとお互いヒートアップして、議題をすりかえられ、ちょっと肩透かしを食らったような、という記憶はあります。

で、質問はですね、その時、結構強い口調も私もあったと思います。はい。これは議員同士。

その前の田中議員と事務局の時の記憶が、もしあれば、分かる範囲で。

私はちょっと、これは聞いておれんのと。私もちょっと別件で他の職員さんと話してたんですけど、ちょっとこれはいけんの、ということで、割って入ったつもりだったんですけど。

ちょっとその時、もし記憶があれば、状況的なものを。もう僕も正直忘れとる部分もありまして。ただ、イメージとしては、ちょっとこれはいけんのみたいな感じで、

そういう行動をとったように記憶しとるんで、もしその辺で補足なり、何かあれば、よろしくお願いします。

○カ山 委員長

狩野議員。

○狩野 議員

はい。

今のご質問についてお答えします。

確かに、かなり強い口調にはなって、先ほどもちょっと説明したんですけど、最初僕が入った時はそこまで強くなかったんですけど、だんだん、やはり田中議員と事務局の方がやりとりする間で、だんだんだんだん、こうヒートアップしていったと記憶しています。

木田議員がなだめようとするときには、かなりヒートアップしたっていうのは私も記憶してます。はい。

私が止めなかったというより、先に木田議員がちょっと間に入られたというような状況でしたね。はい。

私もその1字1句、どういう言葉でやりとりをされたかっていうのは正直覚えてはないんですけど、ただやはり、誰かがちょっとなだめるような状況であったっていうのは、記憶はしてますね。

以上です。

○カ山 委員長

はい。

ありがとうございました。

他に質問。

はい、二見委員。

○二見 委員

ヒートアップした、というふうに表現されたんですけども、今までの事務局員の発言等を考えますと、厳しく事務局に対して追及をしたというふうに思うんですけど。その点では、どのように、狩野委員に、理解されましたか。

○カ山 委員長

はい、狩野議員。

○狩野 議員

はい。

狩野です。

そうですね、やはりちょっと2年で細かいことは覚えてないんですけど、やはり詰問いうんですかね。何回も、今回これありました、全会一致という原則とかいう議題なんですけど、それに対して、田中議員の自分の思いですかね、考えを事務局にぶつけるみたいな感じであったと思います。

で、ヒートアップというか大声まではない、大声を出してとかいうんじゃないかなと思ったと思うんですけど、やっぱりかなり強い口調でのそういう意見ですね、自分の思いを、事務局の方に言われているという記憶がございます。はい。

○力山 委員長

はい。

他に質問ございますか。

はい、益田委員。

○益田 委員

今、狩野議員が言われたこと以外でもよろしいでしょうか。

○力山 委員長

はい。

○益田 委員

少し狩野議員、さかのぼってお聞きしたいと思います。

1期生から見た田中議員の言動についてお伺いをしたいと思います。

最初にですね、令和2年の10月5日、初当選議員の研修会がございました。

この時にも、かなり田中議員の方から資料要求とか、深夜遅くまで、という延長も発言がうる出ておりますけども、一切そういった挑発とか不当要求、こんな発言はしてない、っていうふうな書かれ方をしておりますけれども、その場におられた狩野議員としては、そういった言葉に対して何か思いはございませんでしたでしょうか。

○力山 委員長

狩野議員

○狩野 議員

はい。

狩野です。

そうですねちょっと初当選して間もないことだったんで、何が、正直何が起こっているのか、っていうのが分からなかったです。

議会を、もちろん分からないから研修会があったっていうことで。議会の仕組みもよくわからない中で、いろいろな話が起こっていった。

当然田中議員は、それまでの仕事の関係でいろんな議会見られて、知識も豊富で、かなり詳しいことも知っておられた上でのいろんな発言もされてて、自分ら全く知らないような世界だったんで、そこで何かいろいろこう、ちょっと他人ごとではないんですけど、ちょっと詳しい話が行われているのと。そこでちょっと混乱が起こっているというような印象で、ずっとちょっと見てましたね。はい。

そういうような状況でした。

細かいところまではもう、ちょっと古いので、かなり昔なんで、ちょっと細かい説明というのはちょっと、もう自分の想像になってしまうんで。ちょっと説明ができないですね。

細かい説明はちょっとできないです。

○力山 委員長

はい。益田委員。

○益田 委員

はい。

すいません。

ここにはですね、他の初当選議員からは、研修にならなかったというふうな苦情も出ておりますけれども、そのようなことがありましたでしょうか。

○力山 委員長

はい、狩野議員。

○狩野 議員

はい。

狩野です。

ちょっとこの、他の議員から苦情、研修にならなかった、っていうのはちょっと私もそれはわからないんですけど。ただ確かにさっき言ったように、すごく混乱してたっていうのがあります。

ですから、本来、初当選議員に対して行われるであろう研修会の中身、っていうのは、全部行われたのかどうかちょっと定かじゃないです。

ただ資料とかもいただいてたんで、それを見て自分で、補足で勉強とかすることになったと思うんですけど、ちょっと研修にならなかったというのは、私自身は聞いてないので。私自身ですね、ちょっとそれについてはよくわからないですね。

ただ確かに混乱して、結果的にどうだったんかね、いうのはちょっと疑問がありますね。その全部僕らに説明していただけたのかどうか、っていうのはちょっと疑問があります。疑問というか、どうなったんかなっていうのはあります。

○力山 委員長

はい。

他に質問のある方。

はい、二見委員。

○二見 委員

今のことに関連してなんですけども。

説明、要するに、主催側の説明すべき中身が、十分展開されたとは、要するに残したものがあるんじゃないかと思われるような時間になったと、そういう理解でよろしいですか。

○力山 委員長

はい、狩野議員。

○狩野 議員

はい。

狩野です。

そうですね。ちょっと途中で結構、議論いうんですかね、その辺もあったんで、それでそれが時間的にどうかちょっとわからないんですけど、実際にそういうことがあったかもしれないという状況ですね。

○カ山 委員長

はい。

他に質問のある方。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○カ山 委員長

はい。

それでは他にないようでございますので、これで日程第2項、審査会が出席を求め
るものに対する意見等の聴取(2)を終わります。

狩野議員、ありがとうございました。

(狩野議員 退席)

~~~~~○~~~~~  
○カ山 委員長

本日はこれをもって審査を終了し、次の審査会においては、これまでの聞き取りを  
もとに、政治倫理条例第8条の審査会意見を取りまとめ、議長への報告内容を決定し  
たいと思います。

日程については、議会の会期が近づいていますので、来週の14日水曜日に審査会  
を開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○カ山 委員長

はい。

ご異議ないということでございますのでそのようにいたします。

なお、委員長から追加でお伺いしたいのですが、次の審査会は、議長への報告内容  
の協議となりますので、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○カ山 委員長

はい。

審査会条例第6条第6項の規定によりまして、出席の3分の2以上の多数での議決  
が必要でございますので念のため、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○カ山 委員長

全員、ということで、秘密会としたいと思います。

それでは、次回の審査会は秘密会とすることで決定いたしました。

~~~~~○~~~~~  
○カ山 委員長

以上で本日の議事日程のすべてを終了しましたので、議会議員政治倫理審査会を閉会といたします。

お疲れ様でした。

審査会 閉会宣言

<審査会 閉会 午後1時48分>